

第Ⅲ部 令和3年度に講じた施策

第1章 新型コロナウイルス感染症の対応と観光の復活

第1節 感染拡大防止の徹底、国内需要の回復、観光産業の再生

1 安全で安心な旅のスタイルの定着

宿泊施設、旅行業者、貸切バス等の観光・交通事業者に業種別ガイドラインの徹底を要請するとともに、宿泊事業者の感染症対策に資するサーモグラフィ等物品の購入経費や、ワーケーションスペースの設置、非接触チェックインシステムの導入等の前向きな投資に要する経費について各都道府県が行う補助に対し、財政的に支援した。

また、「新しい旅のエチケット」について、ワクチン接種後のマスクの着用や手洗い等、最新の状況等を踏まえた改訂（2021年（令和3年）11月）を行うとともに、観光・交通事業者等と連携して、周知の徹底を図った。

2 Go To トラベル事業と地域観光事業支援

2020年（令和2年）に実施した「Go To トラベル事業」の課題を踏まえ必要な見直しを行った、「新たなGo To トラベル事業」について、その概要を2021年（令和3年）11月に公表した。

地域観光事業支援については、46都道府県の実施する県民割事業について支援を行い、同年11月19日以降、支援対象とする都道府県の同意を得ることを前提に、準備の整った都道府県から「県民割」の対象に隣接都道府県を追加した。

さらに、2022年（令和4年）4月1日以降、支援対象とする都道府県の同意を得ることを前提に、「県民割」の対象に同一地域ブロック内の都道府県を追加した。

なお、「Go To トラベル事業」の給付金を不正に受給するなどした事業者に対しては、返金はもとより、加算金の徴収や「新たなGo To トラベル事業」への参加を認めないと厳正に対応している。また、「新たなGo To トラベル事業」に向け、審査対象の拡大等の再発防止にも取り組んでいる。

3 宿泊施設・観光地の再生

観光施設を再生し、更に地域全体で魅力と収益力を高めるため、宿泊施設、飲食店、土産物店等の地域の観光施設全体の高付加価値化改修や廃屋の撤去等を短期集中で強力に支援する新たな補助制度を創設し、2022年（令和4年）3月までに全国で230地域を支援した。

4 宿泊施設・旅行業支援

宿泊事業者等が、異業種との連携や新たなビジネスモデルの導入等により、事業革新に資する取組を行っている事例を調査・分析し、さらに、そのノウハウを効果的に広報した。具体的には、宿泊施設がIoTを活用した健康アクティビティや専門家監修による健康食を提供することで、他社との差別化を図り、宿泊単価の大幅アップや日帰り利用客の増加に成功し、利益率向上につながった事例を広報した。

また、宿泊事業者の訪日外国人旅行者の対応能力向上のため、専門家によるアドバイス、デジタル化等を推進した。

さらに、観光産業における即戦力となる実務人材を確保・育成するため、湯田川温泉観光協会、蓼科観光事業者向け「女性活躍」支援策事業化協議会、黒川温泉観光旅館協同組合及び湯田中渋温泉郷人材開発協議会が実施する、キャリアアップ研修や地域内での休日託児の運営等を支援した。また、2022年（令和4年）3月には取組の横展開のためにオンラインセミナーを開催した。

5 旅行需要の平準化

旅行需要の平準化のため、観光庁が関係省庁・民間企業とも連携し、積極的な休暇取得を促進した。

また、ワーケーション等の仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行の活用を促進すべく、40の企業と地域をマッチングし、双方の体制整備を行うモデル事業（トライアルプログラム）を実施した。さらに、企業のワーケーション導入に向けた気運を醸成するため、2022年（令和4年）3月に企業向けオンラインセミナーを開催した。

さらに、全国の国立・国定公園等を対象に、ワーケーション実施等のためのツアーやWi-Fi等の環境整備に係る補助事業の公募を行い、関連事業を含めて119件の案件を採択した。

加えて、「新たなGo To トラベル事業」において、平日における地域共通クーポンの付与額を上乗せず

る制度変更を行う旨の公表を 2021 年（令和 3 年）11 月に行った。

6 近隣観光の促進

観光需要の回復や地域経済の活性化に向けて多様な関係者が連携し、地域に眠る観光資源を旅行者が体験できる観光コンテンツへ磨き上げる取組について支援した。

また、安心・安全な修学旅行等のための環境づくりを支援するとともに、各学校設置者等に対し、感染防止策の確実な実施や保護者等の理解・協力を前提にした修学旅行等の実施に向けた配慮を依頼したほか、東日本大震災の経験を踏まえた「震災・防災・減災学習」に係るコンテンツ等、教育旅行向けコンテンツの造成を支援した。

第 2 節 魅力ある観光地域とコンテンツ造成

1 域内連携促進事業

観光事業者や観光地域づくり法人（DMO）と、交通事業、漁業、農業、地場産業等の多様な関係者が連携し、地域に眠る観光資源を磨き上げる取組について、全国で 415 件を支援するとともに、その事業成果について、シンポジウム等を通じて情報発信した。

2 アドベンチャーツーリズムの推進

アドベンチャーツーリズムに取り組む地域関係者に向けたナレッジ集を作成し、2022 年（令和 4 年）3 月に公表するとともに、地域の観光コンテンツを活用したモデルツアーやコンテンツの発掘・磨き上げのための実証（12 件）、体験に必要な物品等の購入補助（16 件）を実施した。

また、日本政府観光局のアドベンチャーツーリズムウェブサイト等にて情報発信を行うとともに、アドベンチャートラベルワールドサミット（2021 年（令和 3 年）9 月・オンライン開催）や Adventure ELEVATE（同年 11 月・米国アリゾナ州）のイベントへの参加等により、ガイド等の人材育成・確保と併せて発掘・磨き上げを行った観光コンテンツ等を海外に売り込んだ。

3 スノーリゾート

観光地域づくり法人（DMO）等を中心に地域の関係者が策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられたアフタースキーのコンテンツ造成等の着地整備や搬器の更新、IC ゲートの導入等の取組を支援した。

4 国立公園満喫プロジェクト

「国立公園満喫プロジェクト」において、夜間・早朝の体験型コンテンツ開発、川湯温泉（阿寒摩周国立公園）等における廃屋撤去等の景観改善、慶良間諸島国立公園におけるビジターセンターの整備と民間カフェ・物販を含めた民間の管理運営等を実施し、自然を満喫できる上質なツーリズムの実現とブランド化を図った。

5 文化観光拠点・地域の整備

「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号）」に基づき、16 件の計画を認定したほか、日本遺産については、2015 年度（平成 27 年度）に認定された 18 地域に対して総括評価・継続審査を行い、重点支援地域の選定等により日本遺産の底上げを図った。

また、「ウィズコロナに対応した文化資源の高付加価値化促進事業」及び「上質な観光サービスを求める旅行者の訪日等の促進に向けた文化資源の高付加価値化促進事業」により 56 件を採択し、文化資源の高付加価値化を促進した。

さらに、三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開については、国民文化祭の開催県である宮崎県や和歌山県を含む、計 5 か所で特別展を開催するとともに、個別の作品貸与を行うなど、収蔵品の公開拡充を進めた。

加えて、「日本博」では 146 件の事業を採択し、うち 105 件の事業を認証し（2021 年（令和 3 年）12 月末時点）、事業を全国展開するとともに、「日本博」の事業において表現される様々な「日本の美」を、美しい映像、VR、画像等のデジタルコンテンツ（同年 11 月末時点で 453 点を掲載）を通じてバーチャルの世界で体験することができる「バーチャル日本博」を同年 8 月に開設し、国内外への発信を強化した。

6 歴史的資源の宿泊施設等へのコンバージョン等

「城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業」において、有望な地域に専門家を派遣し、事業立ち上げの

初動を支援した。

また、滞在環境整備、体験コンテンツの造成及び新型コロナウイルス感染症対策を支援し、日本ならではの文化体験ができる体験型宿泊コンテンツとして、海外に向けた魅力発信・誘客促進について取り組んだ。

さらに、農泊を起点とした古民家等を活用した宿泊施設や地域食材を活用した食事等の農山漁村体験等を満喫できるコンテンツや、アウトドア、武道、アーバン等のスポーツを生かしたモデルツアーや体験コンテンツを造成した。

7 地方公共団体等が保有する観光施設等

全国各地における寺や庭園、温泉等を巡る文化観光ツアーや、地域の観光施設を活用したコンテンツ造成を支援した。また、地方公共団体等が保有する観光施設等について、民間活力導入等による収益力や魅力の向上等を図る場合の施設改修支援を行った。

8 食文化

観光体験や地場産品をはじめとしたお土産等に対する消費意欲を創出し、来訪意欲の増進を図るためにオンライン技術を活用した観光コンテンツ造成等の実証事業を12件行った。

また、日本産酒類の認知度向上等を図るため、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（「東京2020大会」）、酒蔵ツーリズム等を活用した情報発信に取り組んだ。

さらに、日本各地の食及び食文化を深く知ることができる食体験を募集・表彰する「食かけるプライズ2021」を実施し、表彰された食体験について、磨き上げや海外への情報発信等の支援を実施した。

9 観光サービスにおけるDXの推進

デジタル技術と観光資源等とを複合的に組み合わせることで、観光コンテンツの磨き上げや観光地経営の高度化を図り、観光客の体験価値向上や観光消費額増加を実現するため、これまでにない観光コンテンツやエリアマネジメントの創出に向けた実証事業を5件実施した。

10 受入環境の整備

訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、観光地等における多言語対応、無料Wi-Fiの整備、キャッシュレス化、バリアフリー化等の支援を34地域で実施した。また、国立公園等及び文化財の多言語解説整備等を69地域で実施したほか、国宝（建造物）地域及び国立公園地域を含む32地域において、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な英語解説文の作成支援を実施した。

訪日外国人旅行者の急増等に対応するため、税関職員165人を増員するとともに、X線検査装置等の取締・検査機器の配備を実施した。

また、入国旅客等の関税等のキャッシュレス納付については、2021年（令和3年）7月にスマートフォン決済アプリによる納付、2022年（令和4年）2月にクレジットカードによる納付を導入した。

さらに、出入国審査業務の充実強化として、入国審査官175人を増員するとともに、空海港施設の供用開始に伴い、東京国際クルーズターミナル、平良港ターミナルにおいて、審査端末機器の増配備を実施した。

加えて、航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、ボディスキャナー等の先進的な保安検査機器の導入推進を図った。空港地上支援業務については、労働力不足により訪日外国人旅行者の利便性が損なわれないように、人材確保のための対策を実施した。具体的には、特定技能制度による外国人材受入のため、企業の受入に関する意向等を調査し、試験実施機関による特定技能試験を東京都内で4回実施したところ、合計で約300名の受験があった。

11 観光地域づくり法人（DMO）等によるデジタル技術の活用

一般社団法人秋田犬ツーリズム、一般社団法人吉野ビジターズビューロー、一般社団法人高知県東部観光協議会の3つの観光地域づくり法人（DMO）において、地域の観光事業者と連携して、宿泊施設、観光施設等における観光客のデータを継続的に収集・分析し、データに基づいた戦略を策定し、実施する仕組みづくりの実証事業を行った。また、モデル地域以外の地域でも同事業の成果が活用されるよう、周知・

説明活動を行った。さらに、旅行商品の OTA¹への掲載による流通環境整備の取組を支援した。

12 訪日プロモーション等

高付加価値なサービスを求める観光客を取り込むよう、コンテンツ造成、ビジネスジェットの利用改善、商談会への出展、高付加価値旅行者層への情報発信等の訪日プロモーション等に取り組むとともに、高付加価値な宿泊施設の誘致に意欲的な全国9地域の自治体等を選定し、整備が進むよう民間関係者を引き合わせる（マッチング）モデル事業と高付加価値旅行者への対応力強化に向けた人材育成事業を実施した。

13 航空・空港の経営基盤強化、航空イノベーションの推進、空港等の機能強化

航空会社、空港会社等に対して、資金繰り支援、雇用調整助成金等による支援に加え、空港使用料、航空機燃料税の大幅な減免、無利子貸付等による支援等、航空・空港の経営基盤強化に向けて強力な支援策を講じるとともに、航空イノベーションの推進や空港等の機能強化を図った。

14 クルーズを安心して楽しめる環境整備

都道府県等の衛生主管部局を含む地域の協議会等における合意を得た上でクルーズ船受入、水際・防災対策連絡会議を通じた情報共有体制の構築、クルーズ船受入訓練を促進した。

また、感染状況等を踏まえ、業界団体が作成した国内クルーズガイドラインの改訂を支援するとともに、船内の衛生対策、クルーズ船の航行の安全性の検証、上質かつ多様なツアーメニューの造成等を支援するなど、クルーズを安心して楽しめる環境づくりを推進した。

第3節 インバウンド等の段階的回復

1 日本政府観光局による安全・安心な旅行環境の整備

日本政府観光局のウェブサイトにおいて、訪日旅行の不安払拭に向けた情報を届ける新設ページを2021年（令和3年）4月に公開し、情報発信を行った。また、日本政府観光局のウェブサイト・SNS等を通じ、入国規制の情報やステイホームで楽しめる訪日コンテンツ等について情報提供を行った。

また、小規模分散型パッケージツアーの実施に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症拡大による水際措置として、外国人の新規入国停止等の措置がとられたことから、実施には至らなかった。

2 日本政府観光局による地方への誘客強化

アジア市場のリピーター層に訴求するため、2021年（令和3年）10月からオンライン広告を実施し、特定ウェブサイト等への誘引を行った。また、日本政府観光局において、地域から募集した観光コンテンツの精査・選定を実施し、欧米豪、中国、韓国、香港、台湾、タイ市場向けに各75件、計450件を多言語ウェブサイト「Experiences in Japan」に掲載した。さらに、地域が作成した記事・動画等のデジタルコンテンツを募集し、日本政府観光局のオウンドメディアにて計240件発信した。

3 安全・安心なアウトバウンドのための環境整備

アウトバウンドの段階的復活に向けて、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けた海外教育旅行の再開・回復を中心に感染防止対策を含む安全・安心な旅行を実施するための情報を整理し、観光庁が関係省庁はじめ観光業界、各国・地域の観光当局等と連携しながら国内における普及・啓発活動を展開するための情報発信ウェブサイトを作成した。

¹ Online Travel Agent の略。インターネット上だけで取引を行う旅行会社のこと。

第2章 観光立国の実現に向けた観光施策

第1節 外国人が眞の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

1 観光地

(1) キャッシュレス環境の飛躍的改善

a) 海外発行カード対応 ATM 設置の取組

銀行に対し、ATM 設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促した。また、地方銀行に対しても、ATM 設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促した。

さらに、海外発行カード対応 ATM の所在地等の情報を、引き続き日本政府観光局ウェブサイト・アプリで提供した。

b) キャッシュレスによる店舗等運営変革促進事業

キャッシュレス決済の更なる普及促進に向けて、キャッシュレス決済のコスト構造分析や、キャッシュレス決済を店舗に導入するメリットの定量化のための調査を 2021 年度（令和 3 年度）に実施するなど、中小店舗がキャッシュレス決済を導入しやすい環境整備に向けた検討を行った。

c) 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備

安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備を目的に、2021 年（令和 3 年）4 月に改正法が施行された「割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）」に基づき、拡大されたクレジットカード番号等の適切管理の義務対象者を含めて、適切な監督・指導を行った。

セキュリティ対策については、「クレジット取引セキュリティ対策協議会」において同年 3 月に改訂された「クレジットカード・セキュリティガイドライン」に基づき、決済代行業者等のクレジットカード関係事業者にも PCI DSS²の準拠等を求めるなど、セキュリティ対策の取組を推進した。

(2) 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

a) 通信環境の飛躍的向上

①Wi-Fi 環境の整備による災害時の情報伝達手段の確保

2021 年度（令和 3 年度）の「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」の各地方公共団体への調査によれば、2021 年（令和 3 年）10 月 1 日時点で防災拠点等 3 万か所に Wi-Fi 環境が整備済みとなった。

②共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」を用いた無料 Wi-Fi スポットの情報発信

観光案内所、宿泊施設、公共交通機関、観光地、「道の駅」における無料 Wi-Fi 環境の整備を支援するとともに、地方公共団体、事業者等に対し、共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」を用いたウェブサイトへの登録やステッカーの掲出の働きかけを引き続き実施し、情報発信の強化を図った。

（ウェブサイトへの登録スポット数：2022 年（令和 4 年）3 月末時点、約 14 万 2 千件）

③プリペイド SIM の販売促進等による通信環境全体の改善

「スイッチング円滑化タスクフォース」報告書を踏まえ、「eSIM³サービスの促進に関するガイドライン」を 2021 年（令和 3 年）8 月に策定し、eSIM 導入の促進を図った。同年 9 月には国内の全ての移動通信事業者（MNO）における eSIM サービスの提供開始が実現された。

引き続き、日本政府観光局のウェブサイトに SIM カード・モバイル Wi-Fi ルーターの販売拠点一覧を掲載するとともに、訪日外国人旅行者が情報を円滑に収集・発信できる環境の整備を支援した。

b) 多言語翻訳技術の高度化等の推進

ビジネス及び国際会議における議論の場面にも対応した AI による多言語同時通訳の実現及び重点対応言語の拡大等のための研究開発に引き続き取り組んだ。

また、地域の小売店等における多言語音声翻訳システムの活用を含めたまちなかにおける受入環境の面的整備を進めた。

² Payment Card Industry Data Security Standard の略。カード情報を扱う全ての事業者に対して国際ブランド（VISA、Mastercard、JCB、American Express、Discover）が共同で策定したデータセキュリティの国際基準。

³ スマホの端末内に SIM が内蔵されている「本体一体型の SIM」のこと。

c) 観光地の「まちあるき」満足度の飛躍的向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、まちなかにおける面的な受入環境を整備した。

d) 観光案内拠点の充実

AIチャットボットや多言語翻訳機器等の整備、非常用電源等の導入を支援することにより、観光案内所の充実を図った。

また、「道の駅」第3ステージとして、キャッシングレスの導入推進や外国人観光案内所の日本政府観光局認定取得等のインバウンド対応の強化を推進した。

e) 公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上

観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能の向上を促進した。

f) ムスリム対応等の更なる強化

ムスリム旅行者に対応した飲食店におけるメニューの多言語化等の受入環境整備を促進した。

g) 訪日ベジタリアン・ヴィーガンの受入環境整備

ベジタリアン・ヴィーガン旅行者への情報発信の強化を図るため、その現状等を調査・分析した。

h) シェアサイクルの導入

全国シェアサイクル会議を開催し、地方公共団体及び事業者に情報発信を行うことにより、シェアサイクルの導入促進に努めた。

i) 「道の駅」の通信環境等の整備

「道の駅」1,193駅のうち、2021年（令和3年）7月末時点で電気自動車（EV）充電施設を877駅で整備した。災害時には訪日外国人を含む利用者及び地域住民に、被災状況や支援活動の情報提供を行った。

j) 受入環境向上に向けた調査の実施

新型コロナウイルス感染症の影響等を含む最新の旅行動向に鑑み2022年度（令和4年度）以降に実施を見送った。

k) データ連携促進型スマートシティの推進

「データ連携促進型スマートシティ推進事業」について、2021年（令和3年）8月に合同審査会を実施した上で地方公共団体等9団体に交付決定を行い、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」を参照したデータ連携基盤（都市OS⁴）の整備を推進した。また、各種講演において成果の情報発信及び水平展開を促した。

（3）「道の駅」を核とした地域振興

a) 重点「道の駅」における支援

重点「道の駅」において、次世代観光拠点の形成の取組等を関係機関が連携して重点的に支援するため、複数の関係機関の制度の活用等について、協議会等を通じ、ワンストップで相談対応等を行った。

b) 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

「道の駅」において、周辺の農林漁業者等と連携しながら地域の特産品を活用した商品の開発・販売を行うなど、6次産業化を促進するとともに、あらゆる世代が利用できる地域センターとしての機能を強化した。

c) 「道の駅」と観光関係団体の連携

「道の駅」が旅行業者となり着地型旅行商品の販売を自ら行うとともに、民間企業や観光地域づくり法

⁴ 都市に関わる様々なデータについて、センサー等の端末からアプリケーションまでデータを流通させる機能を持ったプラットフォームのこと。

人（DMO）、風景街道等と連携した取組を進めることにより、第3ステージ「地方創生・地域の観光を加速する拠点」としての機能強化を図った。

d) 地域における「道の駅」のインバウンド受入拠点機能の強化

訪日外国人旅行者の利用が多い、又は今後の増加が見込まれる「道の駅」における多言語対応及び観光案内所の整備等の取組を支援した。

（4）日本の良好な治安等を体感できる環境整備

a) 防犯・防災等に資する情報のインバウンド対応の強化

訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションを支援するため、都道府県警察宛の通達等により、多言語翻訳機能を有する装備資機材の積極活用及び操作の習熟を図るよう指示し、取組の更なる促進を図ったほか、外国語による対応が可能な警察職員の配置、語学研修をはじめとする各種教養を実施した。

また、訪日外国人旅行者等が容易に各種情報等を入手できる環境整備を図るため、遺失届・拾得物の受理時に用いる各種様式の外国語併記等、外国語による対応の促進、防災・防犯等に資する情報の外国語による提供を実施した。

さらに、警察庁ウェブサイト（英語版）に掲載する我が国警察に係る制度、活動等に関する情報をアップデートしたほか、より伝わりやすい外国語表現の使用に努めるなど、外国語による情報発信の強化を図った。

加えて、三者通話に対応可能な通訳人の拡充を図るため、緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるよう訓練を継続的に実施した。

また、「防災ポータル」について、海外や国内に対し、防災情報の発信を行うため、防災情報に関する外国語訳の追加や防災情報の拡充等コンテンツを充実させた。

さらに、国土交通省ウェブサイトにおいて、英語により雨の状況や川の水位、カメラ映像等をリアルタイムで提供している「川の防災情報 英語版」について、訪日外国人旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう引き続き運用した。

加えて、電話通訳センターを介して通信指令員や救急隊員等と外国人との会話を交互に通訳するための三者間同時通訳について、調査により都道府県の取組及び各消防本部における導入実態を把握するとともに、その結果を見る化し公表するなどして、導入の促進を図った。

※2021年（令和3年）6月1日時点において、全国724消防本部中647本部導入（89.4%）

b) 救急活動時における多言語音声翻訳アプリの活用の促進

あらゆる機会を通じて実際の導入事例等を紹介するとともに、「救急ボイストラ⁵」の活用状況の調査を実施したほか、各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に導入率を見える化し、導入の促進を図った。

また、「救急ボイストラ」は、2022年（令和4年）1月1日時点で、全国724消防本部中671本部（92.7%）で導入された。

c) 熱中症対応も含めた救急車利用ガイドの提供

2021年（令和3年）8月、「訪日外国人のための救急車利用ガイド（多言語版）」について、活用状況調査を実施した。

また、都道府県及び消防本部に対し、各種媒体を通じて積極的に周知を図るよう依頼したほか、訪日外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」及び出入国在留管理庁監修の「生活・就労ガイドブック」に掲載し、引き続き、関係省庁等が連携し、より効果的な広報活動を実施した。

⁵ 外国人傷病者への救急対応を迅速に行うための多言語音声翻訳アプリ。

d) 防災・気象情報の多言語化

2021年（令和3年）4月に「外国人のための減災のポイント」、同年6月に「新たな避難情報」に関する15言語に対応したポスターを作成し、出入国在留管理庁ウェブサイト等を通じて周知を行った。また、避難情報に関するガイドラインの改定に併せて同年6月に多言語辞書の改定、同年8月には「Safety tips」への反映を行った。



多言語に対応した防災関連のポスター

e) 非常時における訪日外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた取組強化

2020年度（令和2年度）に作成した非常時の訪日外国人旅行者対応マニュアル等の指針に基づき、「観光危機管理計画」及び「危機対応マニュアル」の策定を支援するとともに、実務者向けに手引きを作成し周知を図った。

f) 「東京2020大会」に向けた多言語対応の推進

ターミナル駅等における案内サインの改善や道路標識の改善、宿泊施設・飲食店の多言語化、ピクトグラムの作成等、各分野において多言語対応に向けた取組を推進した。

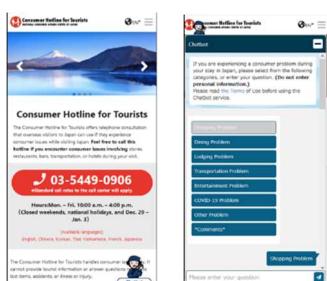
g) 災害時における旅行者の避難受入等に対する協力要請

宿泊関係団体及び地方公共団体の避難者受入に関する協定の締結を促すとともに、協定締結等に向けた協議や避難者受入の連携体制構築の依頼があった場合は積極的に応じるよう要請した。

h) 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、消費生活センター等への通訳派遣を行うなど、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図った。

また、独立行政法人国民生活センターの「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルへの相談対応を行った。さらに、2021年（令和3年）7月1日に「訪日観光客消費者ホットライン」専用ウェブサイト及び多言語チャットボットを開設し、多言語による公表及び関係機関に情報提供を行ったほか、FAQや「お役立ち情報」についてコンテンツの充実を図り、訪日外国人旅行者への情報提供を行った。



左：「訪日観光客消費者ホットライン」

専用ウェブサイトの画面イメージ（トップページ）（英語版）

右：「訪日観光客消費者ホットライン」

多言語チャットボットの画面イメージ（英語版）

i) 外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備

2017年度（平成29年度）に英語を併記した規制標識の整備が可能となったことから、これらの道路標識を更新等に併せて順次整備した。2021年度（令和3年度）末時点で、171,252枚の規制標識「一時停止」に英字が併記されている。



英字を併記した「一時停止」標識

j) 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

水災害時に国内旅行者が円滑かつ迅速な避難を主体的に実施するために必要な情報をいち早く入手できるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供について、適切に配信できるよう運用を図った。

(5) 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 景観計画等の策定促進及び無電柱化の推進

①景観計画策定や建築物等の改修・除却支援による魅力ある観光地づくりの推進

主要な観光地において景観計画策定が促進されるよう、景観改善推進事業の活用についての全国の地方公共団体を対象としたセミナーを都道府県単位で開催した。また、「景観計画策定の手引き」や「歴史的風致維持向上計画作成マニュアル」等の周知・徹底を図った結果、2021年度（令和3年度）は新たに15市区町村で景観計画が、1都市で歴史的風致維持向上計画が策定された。

歴史的風致維持向上計画認定都市（87都市）のうち観光庁が指定する特定観光地を対象に、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却に対して支援し、歴史的なまちなみ全体の質の向上を推進した。

②「居心地が良く歩きたくなる」まちなかでの景観形成の促進

景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図るため、「まちなかウォーカブル推進事業」やウォーカブル推進税制等を活用し、「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出と併せて景観整備を実施し、良好な景観形成を推進した。

③歴史まちづくり法の重点区域等での無電柱化の推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興のため、2021年（令和3年）5月に策定した新たな無電柱化推進計画に基づき、個別補助制度による地方公共団体への支援、緊急輸送道路や幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止、低コスト手法の普及拡大、事業のスピードアップ等を図ることにより、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」（歴史まちづくり法）に基づく重点区域や「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」に基づく重要伝統的建造物群保存地区等で無電柱化を推進した。

b) 国営公園の魅力的な景観等を活用した観光地の魅力向上

各国営公園において、案内サインや券売機等の多言語化等の環境整備、海外への情報発信等を行った。また、「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿の復元に向けた設計や木材の調達等を実施した。

c) 美しい自然・景観等の観光への活用

①森林景観を生かした観光資源の整備

国有林野にある「レクリエーションの森」のうち、温身平風致探勝林等において案内看板の多言語化、蛇谷風景林等において歩道整備等の重点的な環境整備に取り組んだほか、赤沢自然休養林等において駐車場舗装等の既存施設のレベルアップを図った。また、「日本美しの森 お薦め国有林」の魅力をわかりやすく伝えるため、大和三山風景林等の見どころ等を動画及び写真によりSNSを通じて発信した。

②「日本風景街道」の取組等の推進

2022年（令和4年）3月末時点で144ルートが「日本風景街道」として登録されており、道路空間を活用した地域の人々による植樹・植栽、清掃活動等、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を実施した。また、「道の駅」において日本風景街道の取組を紹介するなど「道の駅」との連携を実施した。

③次世代自動車等の導入促進

地域の計画と連携して、環境に優しい次世代自動車等の集中的導入を図る事業等を対象として、車両・充電設備の費用の3分の1の補助を行い、910台の次世代自動車の導入を支援した。

④離島・半島の地域資源を活用した新たな観光振興

離島地域にある資源を活用し、未来を担う子供・若者及び旅行者らが離島へ向かう流れをつくる「島風構想」を推進するため、「離島活性化交付金」においてウェブサイト、SNS等を活用して離島の情報を発信するなどの取組を実施する地方公共団体を継続的に支援した。また、2021年度（令和3年度）に「半島振興広域連携促進事業費補助金」にて17地方公共団体に交付決定を行い、あわせて、半島地

域の強みを生かした新しい観光の速やかな実現を目指し、新しい生活様式に対応した半島地域創生モデルの構築、ガイドライン作成及び人材育成を実施した。

d) 奄美群島及び小笠原諸島における観光産業等の振興及び交通アクセスの改善

奄美群島では、奄美及び沖縄の世界自然遺産登録を見据えた観光振興のため、旅行者へのPR・モニター事業、沖縄等からの航路・航空路の特別運賃割引等への支援を実施した。また、小笠原諸島では、父島二見港の岸壁改良等の港湾の整備、自然公園の施設整備・改修、自然ガイドの育成、訪日外国人旅行者の実態・ニーズの調査等への支援を実施した。

e) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

「河川敷地占用許可準則の特例」や「かわまちづくり支援制度」等により、河川区域における民間事業者によるオープンカフェや川床の設置を制度面から支援し、河川空間及びまち空間の融合による良好な水辺空間の形成を推進した。

f) 明治記念大磯邸園の整備の推進

明治記念大磯邸園について、2025年度（令和7年度）中の整備完了に向け、旧大隈別邸・陸奥別邸跡の邸宅修繕等を実施した。

(6) 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

a) 観光バスの駐停車対策

全国駐車場政策担当者会議において、観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組事例を紹介するとともに、「社会資本整備総合交付金」等による支援について周知した。また、容積率緩和制度を活用したバス乗降場等の整備に取り組む自治体の相談等（2件）に対応した。

b) 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

地方公共団体を対象とした説明会等において公募設置管理制度（Park-PFI）⁶等の活用事例や普及啓発等を行い、民間資金を活用した地域の観光拠点等となる都市公園の整備等を推進した。



公募設置管理制度（Park-PFI）の活用事例

c) 都市公園内への観光案内所等の設置促進

官民連携まちづくりポータルサイトで観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度を紹介するなど、活用の促進を図り、地域の魅力や回遊性の向上を促進した。



都市公園の占用のイメージ

d) グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設等の整備への支援

2021年度（令和3年度）末時点で5件の国際会議場及び文化芸術施設といった国際競争力強化施設を整備する民間事業者に補助を実施した。

e) 拠点駅及びその周辺における統一的な案内サインの整備等の支援

地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者等に対し、統一的な案内サインの整備等に係る事例や支援制度について周知し、分かりやすく使いやすい歩行空間ネットワーク等の構築を促進した。

f) 日本の都市の魅力を海外に発信する取組の推進

「東京2020大会」期間中に東京都が主体となって行う都市づくりに関する情報発信の取組や、大阪

⁶ 飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、同施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定すること。

府大阪市中之島地域における地域未来ビジョンに関する情報発信の取組に係る経費への一部補助を行った。

g) 道路空間と観光の連携の推進

ほこみち（歩行者利便増進道路）制度については、2022年（令和4年）3月末時点で、国や全国21の自治体により計68区間で指定されており、賑わいのある道路空間の構築を推進した。

道路協力団体については、同年3月末時点で、直轄国道において40団体を指定しており、道路空間を利活用する団体との連携を推進した。

h) 文化観光を推進するための受入環境整備

「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）」に基づき認定された観光地や拠点を含む地域における多言語対応、Wi-Fi及びトイレの洋式化の受入環境整備に係る取組を支援した。

（7）宿泊業の生産性向上推進

「中小企業デジタル化応援隊事業」により、デジタル活用を希望する中小企業（宿泊業を含む）に対し、民間のIT専門家によるハンズオン支援費用の定額補助を通じたデジタル化の支援を2021年度（令和3年度）までに累計約17,000件実施した。

また、宿泊事業者の訪日外国人旅行者対応能力向上のため、専門家によるアドバイス、デジタル化等を推進した。さらに、全国の大学における地域の特色を生かしたリカレントプログラムの実施を支援することにより、地域の観光産業に従事する人材のスキルアップを図るとともに、観光庁がこれまでに支援した14大学で集まる全体会議や合同研修を実施した。

（8）産業界ニーズを踏まえた観光人材の育成・強化

a) トップレベルの経営人材の育成

2021年度（令和3年度）も引き続き、産官学連携による協議会を1回実施し、国内における観光MBAの状況や観光産業の経営や人材に関する課題、リカレント教育に求めることに関して意見交換を実施した。結果はとりまとめて観光庁ウェブサイトに掲載した。

b) 観光の中核を担う人材育成の強化

地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、2020年度（令和2年度）までに全14大学にて観光庁が支援してきた社会人の学び直しのための教育プログラムをブラッシュアップし継続提供した。また、持続的なプログラム実施体制の支援、リカレント教育の開発・実施をしていくために必要となる指針等の作成に着手した。さらに、「地域の観光産業の中核人材の育成事業」において2019年度（令和元年度）以前の採択校（愛媛大学・滋賀大学・北陸先端科学技術大学院大学）に対し、受講生の受講後の効果を測る調査を行い、結果をとりまとめて、観光庁ウェブサイトに掲載した。

2021年（令和3年）4月に観光分野を扱う専門職大学及び専門職短期大学が開学した。これらの新設大学を含む専門職大学等に対し、学生の入学状況、教員の就任状況等の報告を求め、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において調査を実施し、充実や改善が望まれる事項等を、2022年（令和4年）3月に公表した。

また、専門職大学制度が認知されるよう、2021年度（令和3年度）は、4月にパンフレットを刷新し、高校教員等が参加する会議等においてパンフレットの電子媒体を7回にわたり配信したほか、制度の説明を4回行った。さらに、引き続き文部科学省のウェブサイトやYouTubeでの動画配信等による広報活動を実施した。

c) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の確保・育成強化

需要増加が見込まれる観光産業の即戦力となる実務人材について、採択した全国4地域において、従来型の勤務体制の見直し等による女性・就職氷河期世代等の人材確保や育成に向けた取組を支援した。さらに、宿泊業における外国人材の採用、活用等が円滑に進むよう、外国人材の雇用を検討する宿泊施設等、宿泊業での就労を検討する外国人材等を対象とした制度周知セミナー及びマッチング会を実施した。

2020年度（令和2年度）に作成した観光人材育成プログラムや教材、効果的な教育手法等について、

専修学校と産業界が連携し、地域において観光人材に求められる知識や技能等の観点から評価・分析を行い、それに応じたプログラム等の見直しを行った。また作成したプログラム等の全国普及を見据え、公開講座を開発・実施した。

d) 国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

国家戦略特区において、関係地方公共団体からの提案に基づき、一定の要件を満たす場合に、クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入を可能とする特例について、提案の受付を継続して行った。

e) 通訳ガイド制度の充実・強化

語学力、接遇力に優れた全国通訳案内士を講師として地域へ派遣し、宿泊事業者等の地域の観光人材に対して研修を行い、地域のインバウンド対応能力の向上に取り組んだ。

また、観光コンテンツの体験価値を高めるため、訪日外国人旅行者に対して質の高いガイダンスが可能な通訳案内士を確保・育成するため、通訳案内士の業務や魅力を伝える動画による情報発信等を行った。

(9) 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

a) 旅館等のインバウンド対応の支援

2022年（令和4年）3月末時点において、旅館、ホテル等宿泊施設における訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上に加え、新型コロナウィルス感染症対策に関する取組の支援を23件行った（費用の3分の1を補助（上限150万円））。

b) 海外の観光関連企業の日本進出・事業拡大支援

日本貿易振興機構（JETRO）においては、海外の及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業に対し、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供、地域の情報発信等、日本への進出・事業拡大の支援を行った。

特に、外国企業と地域とのマッチングイベントである、「JETRO Business Connect 2021」の対象分野にトラベルテックを据え、新型コロナウィルス感染症の影響を経て重要性が増した、デジタル技術を用いた観光産業振興の観点から、北海道、京都府の2自治体と連携し、外国企業・外資系企業とのビジネスマッチングを実施した。

c) 宿泊施設等のバリアフリー化促進

2022年（令和4年）3月末時点において、高齢者、障害者等を含めた訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を図るため、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるバリアフリー化への支援を、68件行った（費用の2分の1を補助（上限500万円））。

d) 既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業

観光需要の回復を見据え、短期集中で観光地を再生し、地域全体で魅力と収益力の向上させるため、2021年（令和3年）8月までに全国で230案件を採択し、各地域において宿泊施設のリノベーションや廃屋の撤去等の観光拠点の再生に資する取組を支援した。

e) 高付加価値な観光サービスを求める訪日外国人旅行者の誘致促進

高付加価値なサービスを求める訪日外国人旅行者誘致促進のため、高付加価値な宿泊施設誘致をめざす地域とホテル開発関係者等とのマッチング等を実施し、選定された全国9か所の環境整備を推進するとともに、地域の観光産業従事者に対して、高付加価値旅行者の理解深化や地域資源磨き上げ等の研修等による人材の育成を行った。

(10) 「東京2020大会」に向けたユニバーサルデザインの推進

a) 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づく施策の展開

国際パラリンピック委員会（IPC）が承認した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、JR仙台駅及び西武多磨駅におけるエレベーターの新增設や東京テレポート駅におけるホームドアの整備を支援した。

また、交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進するため、有識者・障害当事者・交通事業者等が参画した検討会を開催し、2021年（令和3年）7月に新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」（追補版）の作成・公表を行い、2022年（令和4年）3月に「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」（認知症の人編及び追補版）を反映した接遇研修モデルプログラムの改訂版の作成を行った。

b) ユニバーサルデザインの街づくり

①ユニバーサルデザインの街づくりの推進

2025年度（令和7年度）末までのバリアフリー整備目標の達成に向け、マスターplan・基本構想の策定促進や、移動等円滑化に関する国民の理解と協力の一層の推進等、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進した。

②道路におけるバリアフリー化の推進

道路の新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路について、全ての人がスムーズに移動できる面的なバリアフリー化を推進した。

また、交通結節点整備に併せて、待ち合わせ空間等、利用しやすい道路空間の整備を促進した。

さらに、高速道路のサービスエリア及び国が整備した「道の駅」において、子育て応援の目的から24時間利用可能なベビーコーナーの設置、屋根付きの優先駐車スペースの確保等を実施した。高速道路のサービスエリアについては整備が完了した。

加えて、鉄軌道駅における自由通路や駅前広場の整備及び乗継のための歩行空間のユニバーサルデザイン化を図るもので、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に位置づけられた地区及び国土交通大臣が指定する特定道路（約4,450km）を対象に重点支援した。

③共生社会における車両等の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、バリアフリートイレ等の利用マナー啓発活動の推進

高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進に係る広報活動及び啓発活動の一環として、車両等の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、バリアフリートイレ、旅客施設等のエレベーターの適正な利用の推進に向けたキャンペーン等を実施し、真に必要な方が利用しやすい環境の整備を推進した。

④観光スポットのバリアフリー化促進

訪日外国人旅行者の来訪が多い観光地等において、バリアフリー化を引き続き支援した。

⑤観光施設における心のバリアフリー認定制度

「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について、2021年度（令和3年度）243件を認定した。

⑥観光地のバリアフリー情報提供の促進

「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を促進した。

⑦鉄道における車椅子利用環境改善

2020年（令和2年）8月に公表した「新幹線の新たなバリアフリー対策について」を受け、車椅子利用環境改善に向けた取組を推進した。

⑧「東京2020大会」特別仕様ナンバープレートの寄付金の活用

大会開催機運の醸成を目的として発行した、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートは、2021年（令和3年）9月30日までに約289万件の申込があった。寄付金については、大会開催地の交通機関のバリアフリー化に助成金として充て、ノンステップバス75台（約6,263万円）、UD（ユニバーサルデザイン）タクシー345台（約7,342万円）の整備促進に活用された。

⑨ユニバーサルデザインの街づくりに向けた道路標識改善

標識適正化委員会で策定した標識改善の取組方針や英語表記規定に基づき、道路標識の改善を推進し、取組を完了した。

c) ユニバーサルツーリズム促進事業

バリアフリーに対する理解を深め、普及・啓発を図ることを目的として、宿泊施設、飲食店及び観光案内所に対する研修動画を作成した。また、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」における認定事例の紹介動画の作成、認定施設に対するオンライン視察を実施し、同制度の認知・着目を高めることにより、ユニバーサルツーリズムの普及・促進に取り組んだ。

d) ICT を活用した歩行者移動支援の普及促進に向けた取組の推進

2021年（令和3年）に開催された「東京2020大会」の競技会場周辺エリア等における歩道の段差や幅員等の情報をデータ化して、オープンデータとして公開するとともに、オープンデータを利用した案内アプリを大会期間中に配信し、選手及び大会関係者へ提供した。また、高齢者、障害者等を含む人々を対象としたナビゲーションサービス提供等の利活用検証を民間事業者と連携して行うとともに、その利活用検証の結果やこれまでの屋内地図整備、屋内測位環境整備の取組で培ったノウハウをまとめた「屋内地図/屋内測位環境構築の手引き」をウェブサイトで公開するなど、移動支援サービスの普及を促進した。

e) 障害者等による文化芸術活動の推進

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」及び同法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の下、障害者等の作品の展示や実演芸術の発表等の文化芸術を鑑賞、創造、発表する機会を確保する取組等を促進するとともに、地域における障害者の芸術文化活動への支援（相談、研修、ネットワークづくり等）の全国展開を図った。

（11）地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

a) 地方における消費税免税店の拡大

2021年（令和3年）10月の免税販売手続の完全電子化に際し、オンライン相談会の開催及びDMの送付により、事業者の円滑な移行を支援した。

また、免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機の指定に向けて協議会を開催し、2022年（令和4年）3月に国税庁長官が自動販売機を指定し、告示した。

b) 伝統的工芸品等のインバウンド需要の獲得

「伝統的工芸品産業振興事業」の中で、将来の訪日外国人旅行者に向けた情報発信として、伝統的工芸品の映像を11本制作し、YouTube（TEWAZA）を活用した海外に向けた産地プロモーションや産地情報の多言語化を支援した。

c) 保税売店の市中展開による買い物の魅力の向上

東京国際空港（羽田空港）においては、新型コロナウイルス感染症による減便の影響で、不定期での営業を強いられた。インバウンド及びアウトバウンドの回復に向け、引き続き、リーフレットの配布による空港内カウンター・市中免税店の周知等を促進するとともに、市中展開を図ろうとする事業者のニーズに応じて空港内カウンターの利便性の向上を図った。

2 交通機関

（1）「地方創生回廊」の完備

a) 新幹線・高速道路等の高速交通網の活用

①「ジャパン・レールパス」の購入環境整備（ジャパン・レールパスの認知度向上及び購入しやすい環境の整備の促進）

訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するため、「ジャパン・レールパス」等、訪日外国人旅行者向けの共通企画乗車券について、ニーズ等のアンケート調査を行い、既存の共通企画乗車券への反映等をするよう検討を促した。

ジャパン・レールパスについては、利用者利便の向上・販売利用手続改善の観点からの改善点につ

いて積極的な周知・PR活動を実施した。

②日本版 MaaS⁷の推進及び企画乗車券の造成・販売の促進

2021年度（令和3年度）は、「日本版 MaaS 推進・支援事業」において公募を行い、全国12地域を選定し社会実装に向けた支援を実施したほか、公共交通機関のデータ化については18事業者、キャッシュレス化については9事業者、AI オンデマンド交通やシェアサイクル等、新型輸送サービスの導入については26事業者に対し支援を実施し、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備した。

また、訪日外国人旅行者の国内での移動を円滑化するため、訪日外国人旅行者向けの共通企画乗車券について、ニーズ等のアンケート調査を行い、既存の共通企画乗車券への反映等をするよう検討を促した。

③新幹線全駅の観光拠点としての機能強化

国土交通省と地方運輸局が一体となり、地方公共団体、観光協会、関係鉄道事業者等の調整等により、日本政府観光局が実施している外国人観光案内所の上位認定の取得、コインロッカーの整備、主要新幹線駅を中心とした手ぶら観光カウンターの設置等を促進した。

④バスタプロジェクト（集約公共交通ターミナル）の全国展開

バスタプロジェクトの全国展開を推進し、2021年度（令和3年度）は新たに3か所で事業化した。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とするよう、検討を進めた。

⑤道路案内標識における英語表記改善

歩道に設置された道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した設置や、英語表記の改善・充実を図った。

また、交通結節点や観光地等での分かりやすい道案内の実現に向けて、看板及び歩行者案内標識の集約、QRコードの貼付等による周辺施設案内の充実を図った。

さらに、道路案内標識と国土地理院が公開した英語版地図（2.5万分の1等）における道路関連施設や山等の自然地名の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において観光関係者を含む関係機関と調整しつつ英語表記の原案を作成するとともに、国土地理院と地図について調整を実施した。

⑥交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する交差点及び観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地への分かりやすい案内となるよう、道路標識適正化委員会にて調整し、標識の改善の全国的推進を図った。

⑦規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

2021年度（令和3年度）においては、旅客船による新たな観光航路開設や、観光資源を巡る周遊運航等の旅客船事業における新サービス創出を支援するため、「インバウンド船旅振興制度」を活用し、横浜港内周遊航路、千葉一大島航路等の7航路について、訪日外国人旅行者をはじめとする観光需要が見込まれ周辺の旅客船事業者に悪影響を及ぼさないと認められる航路として、運航計画の承認等を行った。

なお、特例を活用した「自家用有償観光旅客等運送事業」については、2020年度（令和2年度）以降、新型コロナウィルス感染症の影響により兵庫県養父市では観光客の利用が減少した。

b) 訪日外国人旅行者向け周遊定額パス

新型コロナウィルス感染症拡大等に伴い、訪日外国人旅行者向け周遊定額パスについては、2021年度（令和3年度）においても引き続き、高速道路会社等における新規の申込受付を停止した。

⁷ あらゆる乗り物を、ITを用いて結びつけ効率よく便利に移動できるようにするシステム。

c) 高速道路の周遊定額バス

新型コロナウイルス感染症拡大等に伴い、地方公共団体や観光施設・宿泊施設等と連携した周遊定額バス等の企画割引については、高速道路会社等において、緊急事態措置区域等を対象エリアに含む周遊定額バス等の新規の申込受付を停止した。緊急事態措置区域等の解除後においては、段階的に新規申込の受付を開始し、感染状況等を踏まえつつ、利用促進を図った。

d) 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験

中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスについて、秋田県の「かみこあに」、滋賀県の「奥永源寺渓流の里」に加え、2021年（令和3年）7月から福岡県の「みやま市山川支所」、同年10月から島根県の「赤来高原」を拠点とした自動運転サービスの社会実装を開始した。

e) 訪日外国人レンタカーピンポイント事故対策

国際空港周辺から出発する訪日外国人旅行者等が運転するレンタカーのETC2.0 プローブデータ⁹等のビッグデータを活用したピンポイント事故対策に関するガイドライン作成の取組を進めた。

f) レンタカーの多言語コミュニケーション

レンタカー等を運転する訪日外国人旅行者向けに作成している安全運転啓発動画（ルールを守って Enjoy Japan）について、各都道府県警察、関係機関のウェブサイト等への掲載の働きかけを推進した。また、訪日外国人旅行者のレンタカー利用を促進するため、補助を行うことで事業者の多言語化対応への取組を支援した（2021年度（令和3年度）補助実績45万円）。

g) 北海道での観光列車の充実

2020年（令和2年）に引き続き、2021年（令和3年）8月から9月にかけて、東急電鉄株式会社等の協力の下「THE ROYAL EXPRESS」が道内を運行した。

また、国、地域及びJR北海道が結束した新たな支援として、北海道の第三セクター（北海道高速鉄道開発株式会社）が観光列車を保有してJR北海道に無償で貸し付けることとし、車両導入に係る経費等について、北海道庁による補助と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による助成を協調して行った。

h) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進める取組に対し、公共交通事業者等への支援を実施した。

また、二次交通について多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等のための取組に対し、「公共交通利用環境の革新等事業」において、公共交通事業者等が実施する交通利用環境（訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等）の整備を推進し、2022年（令和4年）3月末時点で、62線区の公共交通利用環境刷新計画を認定した。

i) 自家用有償旅客運送の実施の円滑化

観光需要に対して自家用有償旅客運送による輸送が必要とされる地域において適正に活用されるよう、引き続き、ウェブサイト等において制度の周知を図った。

j) 北方領土隣接地域への新たな日常における旅行者誘客調査

北方領土隣接地域において、ドライブやサイクリング等を含めたモビリティ・ミックスによる移動の円滑化、自然や第一次産業体験メニューの造成によるエリアツーリズムの形成等により、新たな日常における誘客を促進するため、2021年（令和3年）8月に同地域の自治体、観光協会、交通事業者等からなる協議会を立ち上げ、検討体制を確立した。

また、旅行者の動態を把握するため、アンケート調査やGPSによる旅行者の移動経路分析を実施するとともに、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実に向けた取組を実施した。

⁹ 車両の走行履歴データ及び挙動履歴データ。ETC2.0車載器に蓄積され、車両が路側機の下を通過するときに吸い上げられる。

k) 北海道ドライブ観光促進プラットフォームの取組

訪日外国人旅行者の動態データを継続的に把握し、地方公共団体や観光関係団体等と共有することで外国人ドライブ観光を促進するため2018年度（平成30年度）に設立した「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」（2022年（令和4年）3月末時点で106機関が登録）において、国内外の旅行者の動態データを共有・活用し、道内地方部への誘客等に向けた取組を推進した。特に、新型コロナウイルス感染症の影響による来道外国人旅行者の大幅な減少や第8期北海道総合開発計画の中間点検を踏まえ、国内旅行者を含めたドライブ観光促進に着目してインバウンド回復後を見据えた道内地方部への誘客等に向けた取組を推進した。

(2) 公共交通利用環境の革新

a) 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

①鉄道におけるインターネット予約・チケットレス化の推進等

東海道・山陽新幹線における車椅子対応座席の一部を2021年（令和3年）5月20日乗車分からインターネットで予約可能にするなど、インターネット予約環境の一層の充実やスマートフォン等を使用した新たな乗車決済環境の試行実施を促進した。

②経路検索に必要な情報整備の促進

2021年度（令和3年度）は、「日本版MaaS推進・支援事業」において公募を行い、全国12地域を選定し社会実装に向けた支援を実施したほか、公共交通機関のデータ化については18事業者、キャッシュレス化については9事業者、AIオンドマンド交通やシェアサイクル等、新型輸送サービスの導入については26事業者に対し支援を実施し、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備した。

③バス系統ナンバリングの導入・改善促進

「乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン」について、業界団体・地方運輸局を通じて事業者等の関係者に対して周知を図った。

④世界水準のタクシーサービスの充実

配車アプリの多言語対応について、多言語対応タブレットや、キャッシュレス端末の導入支援を行った（2021年度（令和3年度）補助実績約2,260万円）。また、タクシーセンターにて、訪日外国人旅行者に対応するための接遇研修及び「外国人旅客接遇英語検定」を引き続き実施し、検定合格接遇研修修了者等には発光式入構表示板等を交付し、それを車体に表示することで見える化を図った。さらに、外国人対応乗り場については、乗り場の新設や改善の参考とするため、既存の乗り場において利用状況の調査を行った。

⑤ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（バリアフリー法）に基づく2025年度（令和7年度）までの整備目標の達成に向けて、バリアフリー化したタクシー車両の普及を促進した。

⑥プライベートリムジンの全都道府県への導入

訪日外国人旅行者等にも認識しやすいシンボルマーク案やプライベートリムジンサービスに係る認定基準について、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染状況や訪日外国人旅行者の需要等を踏まえつつ、更なる検討を行った。

b) 手ぶら観光の普及・促進

認定手ぶら観光カウンターについては、新型コロナウイルス感染症の影響による訪日外国人旅行者を含む旅行者の減少により廃止件数が新規認定数を上回ったため、539か所（2021年（令和3年）3月末時点）から533か所（2022年（令和4年）3月末時点）へ年度を通じて減少した。

c) 新幹線の無料Wi-Fi環境等の整備促進

訪日外国人旅行者のニーズが高く、移動時間中の情報収集に有意義な鉄道車両の無料Wi-Fiサービス

について、訪日外国人旅行者の利用が多い在来線特急でもサービスの提供を拡充するよう促した。新幹線車両等のトイレの洋式化、大型荷物置き場の設置についても促した。

d) 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

2021年（令和3年）2月に観光庁において指定区間（多数の外国人観光旅客の利用が見込まれる区間等）の見直しを行い、計607区間を指定するとともに、同年6月に公共交通事業者等において実施計画の見直し・作成を行った。

また、「公共交通利用環境の革新等事業」において、公共交通事業者等が実施する交通利用環境（訪日外国人旅行者のニーズが高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応、新型コロナウイルス感染症予防対策等）の整備を推進し、2022年（令和4年）3月末時点で、62線区の公共交通利用環境刷新計画を認定した。

e) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ（FF-Data）の整備

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度（令和2年度）データの作成に必要な調査が実施できなかったが、今後のデータ作成に向けて利用者ニーズの把握を行った。

f) 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

多様化する訪日外国人旅行者の貸切バスによる移動ニーズに対応するため、貸切バスの臨時営業区域の特例措置について、同制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行った上で、2023年（令和5年）3月末まで延長することとした。また、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」の実施状況について、2021年（令和3年）8月に開催した「軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議」においてフォローアップを行った。

g) トンネル施設における電波遮へい対策

携帯電話が利用できない鉄道トンネル等を解消するため、「電波遮へい対策事業」を実施した。2021年度（令和3年度）は、新幹線トンネル2事業（北陸新幹線（延伸区間）、在来線トンネル8事業（中央本線、東海道本線、湖西線、山陰本線及び阪和線）について交付決定し、事業を開始した。

また、延伸区間の九州新幹線西九州ルートトンネルは、2022年（令和4年）3月までに同対策を完了した。

（3）非常時における訪日外国人旅行者への情報提供の充実

新幹線における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供について、多言語（英語、中国語及び韓国語）による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QRコードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施が確保されるように取り組んだ。

また、自然災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定した事業継続計画（「A2-BCP¹⁰」）の実効性強化の取組として、空港ごとの対応訓練や食料等の点検を2021年（令和3年）4月から随時実施した。訓練等に当たっては、空港利用者が、非常時に空港の情報をSNS等により適切に収集し、安全に避難等をしてもらうための訓練や備蓄品の点検等を行った。さらに、空港内に多数の滞留者が発生した場合等に対応するため、バス事業者等をメンバーとした滞留解消に関する協定を一部の空港で締結した。

（4）最新技術の導入等による防災気象情報の高度化

静止気象衛星ひまわりの後継機の製造着手に向けた技術調査や、「線状降水帯予測精度向上ワーキンググループ」等を通じた学官連携による研究開発の促進を行った。また、線状降水帯の発生を知らせる「顕著な大雨に関する気象情報」や、災害発生の危険度を示す危険度分布について1日先の予測情報を提供する体制を構築した。

（5）空港アクセスバス事業の実施地区の拡大

2017年（平成29年）4月から福岡空港、2018年（平成30年）1月から北九州空港で空港アクセスバ

¹⁰ 災害時の空港機能の保持及び早期復旧に向けた目標時間、関係機関の役割分担等を明確化した計画のこと。A2は、「Airport」と「Advanced」の意。BCPは、Business Continuity Planの略。

ス事業を実施しており、2021年度（令和3年度）も継続運用した。

（6）旅客施設・車両等のバリアフリー化推進

a) ユニバーサルデザインの街づくりの推進

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節1（10）b) ①

b) バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進

バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進するため、特に、リフト付きバス等やユニバーサルデザインタクシーについて必要な支援を行った。

c) 空港におけるバリアフリー化の推進

2021年（令和3年）4月に改正法が施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（バリアフリー法）について、空港ビル等公共交通事業者に対し、同年6月の「見えにくい障害の空港利用・航空機利用に関わる公開セミナー」や、同年10月の「空港施設UD（ユニバーサルデザイン）セミナー」を通じた周知等を行った。

3 文化財・国立公園

（1）文化財等における分かりやすい多言語解説等の充実

「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）」に基づき、2021年度（令和3年度）までに41件の計画を認定し、これらの計画における文化資源の磨き上げ、多言語化・Wi-Fi・キャッシュレス環境整備等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援した。

また、東京国立博物館をはじめとする国立博物館において、特別展「体感！日本の伝統芸能」等、日本の歴史・伝統文化の理解促進に寄与する特別展等を実施するとともに、展示解説の多言語対応等のインバウンド受入に資する環境整備等の充実に努めた。東京国立博物館では、導入した多言語解説アプリの事例をYouTubeで紹介し、発信に努めた。文化財活用センターでは、文化財をめぐるファンドレイジング活動に関するシンポジウムを開催し好事例の横展開を図った。

さらに、園城寺（滋賀県大津市）をはじめ、VR技術やデジタルサイネージ等を駆使した文化財への先進的・高次元な多言語解説を整備する取組を新たに51件採択し、支援を行った。

（2）国立公園における多言語解説の整備、充実

環境省において、観光庁の「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」と連携して、2021年度（令和3年度）は8国立公園で国立公園等に関連する英語解説文を整備しつつ、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を活用した多言語対応の媒体化により一體的な整備や魅力発信を行った。

4 農泊

農山漁村の活性化や所得向上を図るため、農泊に取り組む地域を2021年度（令和3年度）までに599地区採択し、実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、古民家等を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援した。

また、農泊のターゲットに応じたPR動画の発信、日本政府観光局と連携した食や農泊に関する海外への情報発信、オンラインツアーの実施等、国内外へのプロモーションを戦略的に実施した。

さらに、農泊地域の経営人材育成研修を11回実施したほか、課題を持つ全国75か所の農泊地域への専門家派遣や商談会を実施するなど、農泊地域の取組を支援した。

加えて、2020年度（令和2年度）に引き続き、農泊地域における新型コロナウイルス感染症対策の業種別ガイドラインの周知徹底を図ったほか、需要喚起の取組として、三密を避けた農泊におけるワーケーションの魅力発信等を実施した。

第2節 地域の新しい観光コンテンツの開発

1 文化財

(1) 地域の文化財の一体的整備・支援

a) 地域の文化財の一体的な保存・活用の促進

「Living History 促進事業」について、18件を支援するとともに、実施団体の取組事例等を共有する情報交換会の開催、事例集を作成しての情報発信を行った。

2019年（平成31年）4月に改正法が施行された「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」に基づき、文化財保存活用地域計画作成等を135件支援（2021年度（令和3年度）末時点：認定件数58件）するとともに、文化財保存活用地域計画等に基づいた観光拠点の形成への支援も130件行った。

b) 適切な修理周期による修理・整備

国宝・重要文化財等（建造物・美術工芸品）の適時適切な保存修理への支援とともに、防災施設整備及び耐震対策91件に対して支援を行った。

また、文化財建造物については、文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益・管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組6件に対して支援を行い、観光資源としての充実及び地域の活性化が図られるよう努めた。

c) 国指定等文化財の美観向上、公開のための施設設備の充実等

国宝・重要文化財建造物13件、登録有形文化財建造物19件、登録記念物1件及び重要伝統的建造物群保存地区2市町において、公開のための施設整備の充実や美観向上を図る事業に支援を行った。また、重要伝統的建造物群保存地区5市町及び重要文化財建造物等13件に対して、文化財の特性に応じて施設のバリアフリー化及び設備の充実等を支援した。

d) 学芸員等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の実施

全国各地の学芸員や館長等を対象とした博物館学芸員専門講座や博物館長研修、ミュージアム・エデュケーション研修やミュージアム・マネジメント研修等を実施し、観光との連携に関するプログラムを取り入れるなど、文化財の適切な保存・活用とともに、文化財の魅力の促進・発信ができる人材を育成した。また、国立文化施設において、学芸員等を対象とした研修・講座を開催し、国立美術館におけるキュレーター研修等の研修や講座の拡充に努め、各地の博物館関係者の人材養成や、観光を含めた多様な分野との連携等に資する取組を行った。

e) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築

文化情報プラットフォームに登録された情報を発信するために試行的に構築しているポータルサイト「Culture NIPPON」のPV数は329,353であった（2021年（令和3年）12月末時点）。

登録された文化イベント等の情報の活用促進のため、タウン情報全国ネットワークとの連携、オープニングデータ活用に向けた各種イベント情報サイト運営業者へのヒアリングを行い、共同通信社「47文化プログラム」へのイベント情報提供を実施した。加えて、「beyond2020 プログラム」の終了を受け、文化庁と経済産業省が連携し、他の認証事業の例として「Culture NIPPON」内で「TEAM EXPO 2025」を紹介した。

また、ウェブサイトの利便性向上のため、おすすめイベント表示機能搭載、認証プログラムごとの検索機能搭載、イベント自主登録時の入力項目見直しによる多言語機械翻訳精度の向上等の機能拡張を行った。

f) 美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長

国立科学博物館では遠隔操作ロボットを活用し、博物館がない地域に住む児童や生徒、病気で外出できない入院中の子供たちを対象に、研究者と双方向で対話することができる博物館鑑賞体験事業を行った。

また、東京国立博物館では、「トーハク新時代プラン」に基づき、日本文化になじみの薄い来館者に、高精細複製品や最新のデジタル技術を用いて日本文化を紹介する「日本美術のとびら」や、ハンズオンコンテンツを用いて、日本文化の魅力や楽しさを体験できる「日本文化のひろば」を開設した。

さらに、各国立美術館においてオンラインによる展覧会紹介及び所蔵作品紹介を実施し、例えば東京

国立近代美術館において、ガイドスタッフによる所蔵作品紹介動画を、YouTube に投稿した。国立新美術館においては、障害のある方のための「庵野秀明展」特別鑑賞会及び分身ロボット OriHime によるオンライン鑑賞会を実施するなど、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、鑑賞環境の充実に向けて取り組んだ。

また、文化資源の魅力を伝える国内各地域の取組を支援するため、文化財活用センターは国立博物館 4 館とともに「国立博物館収蔵品貸与促進事業」を全国の美術館・博物館（5 機関 89 件）において実施した。この事業を含めて国立博物館 4 館で 211 機関 1,423 件（2021 年（令和 3 年）12 月末時点）の収蔵品貸与を実施した。

さらに、e 国宝等の文化財情報のデジタル資源やオンラインコンテンツを充実させ、人々が場所や時間にとらわれず文化に触れる機会を広く提供した。

g) 日本文化の魅力発信及び文化財による地域活性化

VR・AR 等の先端技術を駆使した、訪日外国人旅行者に対する幅広い日本文化の効果的な魅力発信について、新型コロナウイルス感染症の影響で当初の予定件数を下回ったものの、空港等での取組 2 件、文化財所有者が行う取組 4 件を支援した。文化財 VR やプロジェクトマッピング、高精細スキャンによるデジタル展示等のコンテンツ制作等に対する支援を行うことで、文化財への理解を深め、魅力を感じることのできる環境を整備するなど、文化資源による地域活性化や観光拠点形成等に寄与した。

h) 訪日外国人旅行者が日本の伝統芸能の魅力を体験する機会の充実

東京国立近代美術館において、参加型・体験型の国内美術館初の英語による対話鑑賞・異文化交流プログラム「Let's Talk Art!」のオンライン開催をスタートした。

また、外国人のための歌舞伎等の鑑賞教室である「Discover 公演」を、国立劇場等で上演した。2021 年（令和 3 年）10 月に国立能楽堂で開催された「Discover NOH & KYOGEN」公演においては、日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・フランス語の 6 か国語による字幕表示を行い、訪日外国人旅行者等がより快適に日本文化の魅力を体験する機会の充実に取り組んだ。

（2）文化庁の移転と機能強化

2019 年度（令和元年度）及び 2020 年度（令和 2 年度）に京都において実施した文化庁の京都移転シミュレーションの検証結果について、2021 年（令和 3 年）6 月、第 204 回通常国会への報告を実施した。

（3）地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を行うことにより観光振興・地方創生等に向けた対応を強化するとともに、2019 年（平成 31 年）4 月に改正法が施行された「文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」に基づき、地方公共団体による「文化財保存活用地域計画」の作成等を 133 件支援（認定済件数：58 件）した。

（4）我が国の文化の国際発信力の向上

地域文化創生本部において、戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応するため、新たな政策課題の実態把握・分析等を行い、我が国の文化の世界への発信・交流への対応を強化した。2021 年度（令和 3 年度）は、大学等との共同研究事業を 3 件継続展開し、大学研究者間のネットワーク構築を推進した。

また、日本全国で開催されている芸術祭等について、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンドの回復につながる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点形成を 8 件支援するとともに、地域の文化芸術資源を活用した計画的な取組を 74 件支援した。さらに、海外のフェスティバルへの参加・出展を 3 件、海外の芸術団体との共同制作公演等を 21 件支援した。

（5）世界文化遺産の観光への活用

世界文化遺産の所在する地域において、各遺産を紹介する映像コンテンツの作成、シンポジウム等の開催、パンフレット等の多言語化、QR コード資料等を活用した情報発信、多言語ウェブサイトの作成等、世界文化遺産を活用した観光振興及び地域活性化を図る取組を 10 件採択した。

(6) 文化芸術資源を活用した地域活性化

我が国の文化拠点である博物館や劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援（博物館：59件、劇場・音楽堂等：192件）を通じて、子供、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー・多言語対応、学校や地域との連携を促すとともに、大学等によるアートマネジメント人材養成のための取組を支援（大学等：22件）し、文化芸術活動を担う人材の育成を図った。

(7) 日本博をはじめとする文化プログラムの推進

2021年度（令和3年度）に、「日本博」では、146件の事業を採択し、うち105件の事業を認証し（2021年（令和3年）12月末時点）、事業を全国展開するとともに、「日本博」の事業において表現される様々な「日本の美」を、美しい映像、VR、画像等のデジタルコンテンツ（同年11月末時点で453点を掲載）を通じてバーチャルの世界で体験することができる「バーチャル日本博」を同年8月に開設し、国内外への発信を強化すること等により、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起等を図った。

(8) 地域におけるインバウンドに対応した新たな文化観光拠点・地域の整備等

持続的な国際交流モデルの構築について、「博物館等の国際交流の促進事業」において3件採択し、学芸員等の共同調査・研究等を支援した。また、「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）」に基づく拠点計画及び地域計画の策定について、「文化観光拠点施設を中心とした地域における計画策定事業」に6件採択し、支援したほか、同法の認定を受けた41件の計画に基づく事業の実施について、「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光推進事業」において支援した。さらに、認定地域に専門家を派遣し、好事例の収集・周知を図った。

加えて、「ウィズコロナに対応した文化資源の高付加価値化促進事業」及び「上質な観光サービスを求める旅行者の訪日等の促進に向けた文化資源の高付加価値化促進事業」により56件を採択し、文化資源の高付加価値化を促進した。

(9) 「地域ゆかりの文化資産」の地方展開促進による地域活性化

文化庁、国立博物館、三の丸尚蔵館等が有する「地域ゆかりの文化資産」を活用し、訪日外国人旅行者にも分かりやすい多言語解説やレプリカ等を使用した体験型展示等を通じ、各地域の歴史・文化・風土等の魅力を展示・発信する地方博物館等の取組に対し、事業費の一部を補助した（2021年度（令和3年度）は27件を採択）。

また、文化庁に収蔵されている美術品等の公開を拡充するため、収蔵品と各都道府県とのゆかりに着目した国有品目録データを公開した。

(10) 三の丸尚蔵館収蔵品の公開拡充

三の丸尚蔵館の収蔵品と各都道府県とのゆかりに着目した特設ウェブサイトを公開した。また、三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開については、国民文化祭の開催県である宮崎県や和歌山県を含む、計5か所で特別展を開催するとともに、個別の作品貸与を行うなど、収蔵品の公開拡充を進めた。

(11) メディア芸術の創造・発信の強化

「文化庁メディア芸術祭」受賞作品展を2021年（令和3年）9月に開催し、特設ウェブサイトやSNSも活用し、日本が誇るメディアアート、マンガ、アニメーション等のメディア芸術の魅力を国内外に発信した。また、海外のメディア芸術関連フェスティバルへの出展等を通じ、メディア芸術の海外への発信を促進するとともに、海外のフェスティバルや関連団体との連携を強化した。

2 国立公園

(1) 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

a) 国立公園の受入環境整備推進

先行8国立公園を含む27国立公園において383件のアクティビティを含む自然体験コンテンツの充実に取り組むとともに、2021年（令和3年）9月開催のAdventure Travel World Summit 2021への出展等による情報発信に取り組んだ。

b) 地域の自然観光資源を活用したエコツーリズムの推進

エコツーリズム推進全体構想の認定地域に係るウェブサイトでの広報や啓発イベントの出展等によ

る情報発信の支援を行うとともに、エコツーリズムに取り組む地域に対して、ガイドやコーディネーター等の人材を育成する研修やアドバイザー派遣のほか、地域の体制整備や自然観光資源を活用したプログラム開発等の取組に対する支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域数は19件（2022年（令和4年）3月末時点）となった。

c) 統一性のある情報提供等の推進及び効率的な利用環境改善

国立公園の優れた自然風景地の保護と利用を図るために、ユニバーサルデザインや長寿命化対策による安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に加え、脱炭素化に向けて4か所の受入施設で省エネ化や再エネ利用を進めた。新設した上信越高原国立公園谷川岳インフォメーションセンターと慶良間諸島国立公園青のゆくる館において自然情報に加えて、周辺のアクティビティ情報や観光情報等を提供し、情報発信機能を強化するとともに、青のゆくる館ではカフェの導入により滞在環境の向上を図った。また大山隠岐国立公園の下山野営場では、PPP¹¹/PFI¹²により、民間事業者による質の高いサービス導入のための管理棟等を整備した。

（2）国立公園満喫プロジェクトの推進

「国立公園満喫プロジェクト」において、10の公園について新たに策定された「ステップアッププログラム 2025」等に基づき、民間事業者等の多様な主体と連携し、国立公園に国内外の利用者を呼び込むための以下の取組を実施した。また、これらの個々の取組について、34の国立公園全体への水平展開・底上げを図った。さらに、新たに2公園で地域協議会を発足し、ステップアッププログラムを策定した。加えて、新たに1公園でステップアッププログラムの策定が進められ、1公園で地域協議会を発足した。

「国立公園満喫プロジェクト」の成果を踏まえ、自然体験アクティビティの促進や利用拠点での魅力的な滞在環境の整備等を国立・国定公園全体で推進するため、「自然公園法（昭和32年法律第161号）」の改正を行った。

a) 自然満喫メニューの充実・支援

マリモツアーや温泉を生かした体験型コンテンツの充実、自然を満喫できるグランピングの拡大、野生動物の保全活動を組み込んだツアーの造成、質の高いガイドの育成、妙高高原ビジャーセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、中部山岳国立公園南部地域での実証実験の実施をはじめとした自然保全コストの一部を利用者に負担を求める仕組みの導入に向けた取組の拡大を、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等多様な主体と連携しつつ実施した。

b) 海外への情報発信強化

新型コロナウイルス感染症の影響により実際の訪日誘客はできないものの、日本政府観光局グローバルサイト内に構築した、情報発信から予約成立まで一気通貫の動線の確保ができる「国立公園ウェブサイト」を活用して、国立公園を仮想的に体験できる360度動画の掲載や、ウェブサイトのデータ解析等を参考に、国立公園内で体験できるアクティビティ、モデルコース等のニーズの高い情報発信に加え、簡体字・韓国語の更なる多言語化等、継続して日本の国立公園の魅力を海外に情報発信した。

c) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会をこれまでの10国立公園に加え、新たに富士箱根伊豆国立公園及び磐梯朝日国立公園に設置した。地域協議会を中心に連携を図り、「ステップアッププログラム 2025」等に基づき、観光資源の有効活用を目的として、利用環境の整備や景観の改善、脱炭素化等の取組を一体的に推進した。また、環境省及び林野庁において設立した国立公園と国有林の連携に関するプロジェクトチームにおいて、2021年（令和3年）4月に国立公園と国有林における世界水準を目指した連携を推進するための方針をとりまとめた。さらに、多言語化の充実やコンテンツの造成等について国定公園に展開を図った。

¹¹ Public Private Partnership の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

¹² Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(3) 新宿御苑における国立公園の情報発信強化

2020年(令和2年)7月にオープンした国立公園への興味関心を喚起する情報発信拠点「National Parks Discovery Center」において、日本の国立公園の魅力を大画面で訴求する映像設備やデジタルを活用した体験型展示、国立公園案内カウンターや物販設備等を活用し、「日本の国立公園フォトコンテスト2020」の入賞作品を展示するなど、新宿御苑の来園者に国立公園の魅力を発信した。

(4) 利用拠点の滞在環境の上質化

地域の関係者による利用拠点計画の策定に向けた検討を2か所で進めるとともに、既に面的な計画が検討されている利用拠点において、跡地の民間活用を前提とした廃屋撤去を4か所、Wi-Fi環境整備等のインバウンド対応機能向上を5か所、施設の外観修景等の文化的まちなみ改善を6か所実施した。

(5) ビジターセンターのインバウンド対応機能強化とVR等を活用した展示の充実

国立公園のビジターセンターにおいてアクティビティ等の情報を多言語で提供するデジタルサイネージ機器について、同機器が設置された18公園を対象にコンテンツの拡充等を行ったほか、デジタル技術を活用した展示を新たに1公園で導入し、2公園で導入に向けた準備を進めた。

(6) 国立公園等におけるワーケーションの推進

国立・国定公園及び国民保養温泉地における、自然体験型ツアーやワーケーションの企画・実施・準備・受入環境整備・感染症対策・脱炭素化等の「地域一体となった取組に対する補助事業」の公募を行い、関連事業を含む420件(約24億円)の案件を採択し支援を行った。

3 公的施設・インフラ

(1) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

a) 迎賓館赤坂離宮(東京都港区)

ウェブサイトやSNS等を活用した一般公開に係る広報を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、迎賓館所蔵ピアノの演奏会、屋外での演奏会を伴った夜間の公開等を実施し、また、関連施設との相互連携の一環として、他の施設と連携した七宝焼の作品解説会や地域の大学が参加した演奏会を実施するなど、引き続き一般公開の更なる魅力向上に取り組んだ。



迎賓館赤坂離宮の一般公開の状況

b) 京都迎賓館(京都府京都市)

SNSやPR動画等を活用した一般公開に係る広報を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、通常よりも公開する部屋を増やしたプレミアムガイドツアー、文化体験も盛り込みつつ貸切で行う特別ガイドツアーや夜間の公開を実施するなど、引き続き一般公開の更なる魅力向上に取り組んだ。



京都迎賓館の一般公開の状況

c) 総理大臣官邸(東京都千代田区)

「児童又は生徒を対象とする特別見学」は、官邸ウェブサイトにて募集、抽選により参加校を決定し、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲で、毎月2日間(土曜日・日曜日)実施することとし

ていたが、2020年度（令和2年度）に引き続き2021年度（令和3年度）も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮して実施しないこととした。

d) 皇居（東京都千代田区）

1回当たりの参加定員を500人から120人にするなど、感染拡大防止策を講じた上で、土曜日の参観、事前予約及び当日受付を行い、訪日外国人旅行者向けに英語ガイド及び中国語ガイドの参観を実施した。なお、スペイン語ガイドの開始は、外国人の新規入国制限等により未実施となった。

さらに、6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの周知・活用を行った。

皇居乾通り一般公開は、春季及び秋季とも、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を取りやめた。

e) 皇居東御苑（東京都千代田区）

感染拡大防止策を講じた上で、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城天守復元模型の展示を実施した。また、英語での対応が可能な職員を配置することで訪日外国人旅行者等の利便性を図った。

さらに、6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの周知・活用を行った。

f) 三の丸尚蔵館（東京都千代田区）

感染拡大防止策を講じた上で開館した。また、展示面積の拡大等を図るため、三の丸尚蔵館の整備・建替を引き続き行った。国民文化祭の開催県である宮崎県や和歌山県を含む、計5か所で特別展を開催するとともに、12か所の美術館・博物館に個別の作品貸与を行うなど、収蔵品の公開拡充を進めた。

g) 京都御所（京都府京都市）

ガイドツアーを休止するなど、感染拡大防止策を講じた上で、一般公開を実施した。今後の感染症対策としてワイヤレスガイドシステムを導入した。6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の音声ガイドアプリ及び宮内庁ウェブサイトの周知・活用を行った。文化的建造物の修繕、美観への配慮といった観点に留意し実施していた、京都御所清涼殿の桧皮葺屋根葺替及びその他整備工事が2022年（令和4年）3月に完了した。また、清涼殿襖絵の復元模写も引き続き実施した。

h) 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮（京都府京都市）

ガイドツアーの回数及び定員を縮小するなど、感染拡大防止策を講じた上で、参観を実施した。6言語対応（日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語）の宮内庁ウェブサイトや音声ガイドの周知・活用を行った。特に、京都仙洞御所については、音声ガイド機器（英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の5言語に対応）を増やし、より充実した説明内容への見直しを行った。

また、桂離宮については、皇室の伝統や文化への理解をより一層深めることを趣旨として「桂離宮観月会」を2021年（令和3年）10月18日に実施した。

i) 御料牧場（栃木県塩谷郡高根沢町）

地域住民以外の方が参加できる見学会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響及び家畜伝染病に対する防疫強化の観点から、見学会の実施を見合わせた。

j) 埼玉鴨場・新浜鴨場（埼玉県越谷市・千葉県市川市）

鴨場所在地である埼玉県（埼玉鴨場）と千葉県（新浜鴨場）の協力の下、地域住民以外の方が参加できる見学会を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせた。

k) 信任状捧呈に係る馬車列

新型コロナウイルス感染症の影響により、馬車列ではなく自動車列により実施した。

l) 造幣局本局（大阪府大阪市）

撮影スポットとしてのトリックアートの設置、通り抜けの桜の紹介コーナーにおける桜の映像の映写

を行い、工場見学の充実を図った。また、造幣博物館及び造幣さいたま博物館の休日開館（年末年始や展示品入替日等を除く）も引き続き実施した。さらに、博物館の展示内容が外国人にも分かりやすいよう、展示品紹介スマホアプリを用いた多言語化の充実（導入済の英語に加えて、中国語及び韓国語の追加導入）を図った。

m) 首都圏外郭放水路（埼玉県春日部市）

3つのコースを用意して質的向上を図ってきた有料見学会（民間運営）について、2021年（令和3年）7月に見学範囲を拡大し、1コースを増設のうえ、引き続き、土日祝日を含めて毎日開催した。また、2021年度（令和3年度）から施設の認知度向上とインバウンド見学者の増加を図るため、施設での撮影やイベント開催を目的とした有料の貸出（民間運営）を開始し、5回実施した。



見学会の様子

n) 大本營地下壕跡（東京都新宿区）

2020年（令和2年）8月から公開を開始した大本營地下壕跡（東京都新宿区市谷）について、見学者の満足度を更に高めるため、非公開箇所をバーチャル上で見学できるシステムを導入し、魅力向上を図った。

o) 日本銀行（東京都中央区）

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、2020年（令和2年）3月以降、見学を一時中止していたが、同年10月から、感染症対策（見学コース内の体験展示、日本銀行の政策や業務に関する説明、予約不要の当日見学の中止等）を講じつつ、見学を再開した。2021年度（令和3年度）においても、これらの施策を継続した。

（2）地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

海上保安庁は、世界航路標識の日（7月1日）に開催された国際航路標識協会（IALA）主催による会議において、我が国における地域の観光資源としての灯台の活用制度を紹介したほか、国内では灯台記念日（11月1日）に合わせ、民間団体と連携した灯台の一般公開等（43か所）を行い、灯台が持つ歴史的・文化的価値を発信した。また、灯台の重要文化財への指定に向けた取組を推進し、2021年度（令和3年度）には、新たに4基が指定され合計8基となった。

さらに、インフラツーリズムの拡大に向け、社会実験を行うモデル地区として選定されている7地区（鳴子ダム、ハッ場ダム、天ヶ瀬ダム、来島海峡大橋、鶴田ダム、白鳥大橋及び日下川新規放水路）において、モニターツアー等を行い、有識者の助言等を受けつつ、インフラツアーアの運営体制やガイド育成方策等の受入環境の検討等を実施した。加えて、モデル地区での検証を踏まえ、「インフラツーリズム拡大の手引き」の改正に向けた検討を行った。

（3）一般公開・開放された公的施設を活用した訪日プロモーション

将来の誘客に向けて、関係府省庁が連携し、日本政府観光局ウェブサイトやスマホアプリ、SNS等を活用して、一般に公開・開放されている迎賓館赤坂離宮や京都迎賓館等の、日本の魅力である公的施設の情報の発信を継続した。また、外郭放水路のようなインフラ情報の発信も開始した。

（4）国民公園の魅力向上

新宿御苑については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点に配慮しながら、2021年（令和3年）6月以降、民間イベント等の閉園時間中の利用や早朝開園などの取組を実施した。また、最新技術を活用した皇室庭園としての歴史・文化を発信する展示施設の整備を行った。

皇居外苑については、和田倉噴水公園の施設を活用して民間のカフェをオープンし、観光客を誘致するとともに利便性を高めた。また、濠水浄化を確実に実施するとともに、同年末には和田倉噴水公園においてイルミネーションを行い、豊かな自然と景観を創出した。

京都御苑では収納展示館におけるデジタル展示のリニューアルや歴史的遺構「拾翠亭」の保存改修、デジタルインフォメーション等を併設した情報発信・休憩施設の工事を進めた。また、文化資源のアーカイブ構築に向け、体制・枠組み構築と誌資料等の収集整理を進めた。

4 古民家や城泊・寺泊等

(1) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組について、関係省庁・関係者による会議や打合せ、現地視察等を行うとともに、以下の取組を実施し、地域の担い手の発掘や磨き上げ、古民家や城、社寺等の歴史的資源の活用の更なる全国展開、滞在の多様化・高質化等を推進した。

a) 人材支援・育成

①歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおける取組

関係省庁が連携し、全国の地方公共団体、農泊地域、重要伝統的建造物群保存地区、財務局等の会議・打合せ等の場で、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームの取組について紹介することで、広く情報共有を行った。

また、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームで運営するワンストップ窓口において、地域からの相談や要望に対応、ヒアリングを行い、専門家による現地視察やオンライン打合せ等の支援を行い、2022年（令和4年）3月までに、160件を超える案件の相談に応じた。地域の具体的な課題に合わせた情報提供や専門家からのアドバイス等によって地域ごとの熟度に応じた支援等を実施することで、新規地域の掘り起こしや、更なる面的な展開及び磨き上げを行った。

②歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

歴史的資源を活用した観光まちづくりに関連する専門人材・企業リストの更新を行い、相談へのよりきめ細やかな対応を進めた。また、課題を持つ地域に、専門家等の派遣・オンライン打合せを3回実施し、地域人材の育成等を行った。

b) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

①地方公共団体等への情報発信

2022年（令和4年）1月に総務省・金融庁・中小企業庁が共催で実施した地域経済好循環拡大推進会議について、地方公共団体や地域金融機関、商工会議所・商工会等関係機関へ開催を周知し、参加を募集するとともに、会場の場で地方公共団体、参加機関へ歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に関する取組や、重要性・有用性について説明・周知を行った。

②歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地域が抱える障害の把握や解決策の検討

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地域（日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等）の地方公共団体に対し、農林水産省の事業である「SAVOR JAPAN¹³」・「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の公募等の情報を展開し、活用する際の課題や障害を把握、解決策の検討・情報提供を行うことで、地方公共団体における歴史的資源の活用の更なる活発化を図った。

③歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域間による相互の取組内容の共有

重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等観光まちづくりに取り組む地域に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトに掲載されている兵庫県丹波篠山市や愛媛県大洲市等の14事例を成功事例として情報提供をすることで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の横展開を図った。

c) 古民家等の歴史的資源を活用した観光情報の発信

城、社寺、古民家等の歴史的資源を活用したユニークな宿泊施設を日本政府観光局のグローバルサイト内にて動画及び記事として掲載・発信した（動画3本・記事10本）。同サイトには2022年（令和4年）2月まで約8,000回のアクセスがあった。また、日本政府観光局において、2021年度（令和3年度）に古民家、城泊及び寺泊コンテンツ21件を追加選定し、同サイトの中にある体験型コンテンツ等

¹³ 農泊地域において、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を農林水産大臣が認定し、官民で連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組。SAVORに、日本の農山漁村の食や食文化を深く味わう・楽しむという意味が込められている。

を発信する「Experiences in Japan」ページを2022年（令和4年）3月に公開した。さらに、地域が作成した古民家コンテンツに関する英文記事を同サイト内「Japan's Local Treasures」ページに3件掲載した。

d) 金融・公的支援等の促進

①古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域金融機関との深度ある対話や金融機関に対する累次の要請等を通じて、金融機関による地域企業の真の経営課題の解決に資する方策の策定・実行に必要なアドバイスや、資金使途に応じた適切なファイナンスの提供等の企業支援を更に促進した。また、全国地方銀行協会においても、地方銀行による古民家等の歴史的資源の活用支援事例45事例をウェブサイトに掲載した（2022年（令和4年）3月末時点）。

②地域おこし協力隊

古民家等活用による観光まちづくりを促すための制度及びその具体的な活用事例について、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等において周知した。

③不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した古民家等の再生の推進

公的不動産（PRE¹⁴）等の不動産証券化の促進に向け、地方公共団体、事業者及び金融機関に対してアンケート調査を実施した上で、関係者間のマッチングのための手法に関する検討を行った。また、不動産証券化手法による遊休不動産の改修事業の実施に関する専門家派遣支援を2件行った。

④地域経済循環創造事業交付金による支援

「地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）」により、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に関連し、新規性・モデル性の高い事業の支援を3件実施した（山梨県都留市、兵庫県、岡山県高梁市）。

⑤重要伝統的建造物群保存地区における建造物の利活用に向けた整備等への支援

重要伝統的建造物群保存地区の建造物を次世代へ継承するため、2021年度（令和3年度）は126地区中107地区において適時適切な保存修理、防災施設整備、耐震対策及び公開活用整備に対し支援を実施した。そのうち3地区において多言語化した案内看板の整備や映像作成等を実施している。また、修理等の機会を捉え、耐震対策の効率化や観光まちづくりに資する公開活用の充実にも取り組んだ。

⑥制度及び支援方策の改善・充実

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームによるワンストップ窓口において、2021年（令和3年）は金融・公的支援に関する相談があり、必要な情報は専門家とともに整理・分析し、関係省庁とも連携を図り対応・支援を行った。あわせて、関係省庁が連携し、支援メニューの充実・更新を図った。

e) 既存の規制・制度の改革

①用途変更許可運用の弾力化

2016年（平成28年）12月27日に開発許可権者（地方公共団体）に対して発出した技術的助言について、国・地方公共団体が参画する担当者会議等において事例を紹介した。

②消防用設備等の合理的な運用に関する考え方の周知

消防本部の担当者や事業者が集まる会議（オンライン開催含む）等の機会を活用して、古民家等に関する消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方等について周知した。

③規制及び制度の改善

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのワンストップ窓口にて、過去の規制・制度に関する相談に基づく弾力的運用事例をウェブサイトに公表した。また、歴史的資源の活用にお

¹⁴ Public Real Estate の略。

いて、文化庁等と情報交換を行った。

(2) 城泊、寺社仏閣泊等の地域の新しい宿泊コンテンツの開拓の推進

城・社寺をインバウンド向け宿泊施設として利活用することに意欲がある 13 件の実施主体に向けて、専門家を派遣し、地方公共団体・地域住民への理解の促進及び宿泊施設化を進めるコンサルティングを行った。また、訪日外国人旅行者・高付加価値旅行者層向け滞在環境整備、体験コンテンツの造成・多言語化、コンシェルジュ対応の充実を図るために、10 件の地域に支援を行った。

さらに、マリモツアーや温泉を生かした体験型コンテンツの充実、自然を満喫できるグランピングの拡大、野生動物の保全活動を組み込んだツアーやの造成、質の高いガイドの育成、妙高高原ビジターセンターへのカフェの設置をはじめとした公共施設の民間開放、中部山岳国立公園南部地域での実証実験の実施をはじめとした自然保全コストの一部を利用者に負担を求める仕組みの導入に向けた取組の拡大を、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等多様な主体と連携しつつ実施した。

(3) 良質で健全な民泊サービスの普及等の促進

a) 健全な民泊サービスの普及

仲介業者の扱う住宅宿泊事業者の営業日数に関する自動集計システムを運用するなど、更なる健全な民泊サービスの普及を図った。また、地域住民との交流を含めた民泊事業の実証事業を実施するとともに、デジタルの活用も見据えた民泊制度運営システムの今後の在り方に関する調査を実施した。

b) 外国人滞在施設経営事業（特区民泊）の実施地域の拡大

国家戦略特区における民泊、いわゆる特区民泊について、2022 年（令和 4 年）3 月時点で 8 自治体（東京都大田区ほか）が 3,329 施設（9,509 居室）を認定している。認定数は、2021 年（令和 3 年）3 月時点と比較して、77 施設（333 居室）減少した。

(4) 宿泊施設整備の促進

a) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の推進

担当者会議等（2021 年（令和 3 年）8 月に約 30 自治体、同年 11 月に約 50 自治体参加）において、制度の定期的な周知を行った。

b) まちづくりファンド支援事業

民間都市開発推進機構において、地域金融機関等とともに 2022 年（令和 4 年）3 月末時点で 2 件のまちづくりファンドを組成しており、古民家や空き店舗のリノベーションといった民間事業者の宿泊施設整備に対し、金融支援を行った。

5 農林水産関係の地域資源

(1) 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の実施

「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」第 8 回選定については、2021 年（令和 3 年）11 月に選定地区等を決定・公表し、同年 12 月に選定地区 34 地区の代表者及び選定個人 4 名を総理大臣官邸に招いて選定証授与式及び交流会を開催した。また、ウェブサイトや SNS 等において、選定した優良事例の取組について全国に情報発信を行った。

(2) 「SAVOR JAPAN」ブランドの魅力発信

2022 年（令和 4 年）1 月に 6 地域（青森県十和田市、宮城県石巻地域、長野県伊那市、長野県佐久地域、島根県益田市及び岡山県津山市）を「SAVOR JAPAN」認定地域として追加した（計 37 地域）。また、認定地域における食体験コンテンツの磨き上げを支援するとともに、食体験の高付加価値化や人材育成のためのセミナーを 2021 年（令和 3 年）9 月・2022 年（令和 4 年）2 月に開催した。さらに、地域の食・食文化を中心とした農山漁村の魅力をバーチャルトリップ等で海外に発信した。

(3) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第 III 部 第 2 章 第 1 節 4

(4) 戰略的輸出拡大サポート事業

農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者が、訪日外国人旅行者に関する情報をオンラインでの商談等にも活用できるよう、日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト内の農林水産物・食品専用ポータルにおいて、観光庁等の情報サイトを紹介した。

(5) 世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産を活用した農山漁村地域の振興

農業遺産地域の特産品のブランド化や商品開発、旅行商品の企画等を支援するとともに、世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産の観光地としての魅力発信のため、「ヘリテージツーリズム」のウェブサイトを作成し、見どころやモデルコースを掲載した。また、農業遺産については、2021年（令和3年）11月に「世界農業遺産国際会議 2021」を開催し、地域間の情報交換や各地域のユニークな農林水産業システムの魅力の発信を行った。

(6) 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進

処理加工施設でのOJTによる人材育成、ジビエ未利用地域における処理加工施設の整備等を支援するとともに、ジビエプロモーション動画等の情報発信、ジビエフェアの開催（2021年（令和3年）11月から2022年（令和4年）2月、全国で約1,700店舗が参加）、ジビエ料理コンテスト（2021年（令和3年）12月表彰）の開催を通じて、ジビエの需要開拓及び需要拡大、食事メニューの開発等を促進した。また、ジビエの優良事例を全国の観光地域づくり法人（DMO）に周知し、旅行商品造成を促した。

(7) 「食文化あふれる国・日本」プロジェクト

特色ある食文化の継承・振興に取り組む地方公共団体等に対し、文化財登録等に向けた調査研究やその文化的価値を分かりやすく伝える「食文化ストーリー」の発信等を支援し、モデル事例を形成することを目的とした補助事業を実施した（10件）。また、食文化を活用したインバウンド受入の促進に資する実証実験等の動向調査を実施した（2件）。

(8) 日本酒、焼酎・泡盛等の文化資源のユネスコ無形文化遺産への登録

2021年（令和3年）12月2日に登録無形文化財に「伝統的酒造り」が登録された。これを受け、こうじ菌を使った「日本の伝統的な酒造り技術」に関し、調査報告書を公表した。また、次世代への継承・発展やユネスコ無形文化遺産登録への機運醸成を目的に、ポスターやPR動画の作成、シンポジウムの開催（2022年（令和4年）2月、3月）や交通広告等を行った。

(9) 酒蔵ツーリズム推進

酒類事業者や地方公共団体等が連携して、国内における酒蔵等を巡って楽しむことのできる周遊・滞在型観光「酒蔵ツーリズム」を推進するため、「日本産酒類海外展開支援事業費補助金」を活用し、モデルツアーや造成するなど、日本産酒類の認知度向上等を図るための取組を支援した。

(10) 歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

【再掲】第III部第2章第2節4（1）a) ②

6 観光地・交通機関

(1) 新たな観光資源の開拓

a) 地域観光資源の多言語解説整備支援事業

国宝（建造物）が所在する11地域、国立公園8か所を含む32地域において、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な解説文を作成した。あわせて、本事業を通じて蓄積された解説文作成に係るノウハウを横展開するため、自治体や観光地域づくり法人（DMO）、観光資源所有者等を対象としたウェビナーを開催した。また、本事業で作成した英語解説文を元にした中国語解説文作成の支援も実施した。

b) 「はまツーリズム推進プロジェクト」の推進

海岸を活発に利用している海岸協力団体等から、海岸の利活用事例や海岸利用手続等のプロセスについて情報収集し、海岸利活用における企画立案から開催に至るまでの一連のプロセスをナレッジ集（事例集）としてとりまとめ、海岸管理者や海岸協力団体等に共有し、海岸の利活用の推進を図った。

c) 官民連携した国内外・訪日旅行に関する旅行商品造成の取組

地域における魅力的な旅行商品造成を促進するため、観光庁、文化庁、スポーツ庁及び環境省の4省庁共催によるセミナーを2021年（令和3年）11月に開催した。同セミナーには、旅行業界及び観光資源を有する地域等の関係者も参加し、持続可能な観光振興の在り方について議論するとともに、「文化」、「スポーツ」、「自然」をかけあわせた各地の先進的な取組について情報共有を行った。

d) 大阪城公園内における日本エンターテインメントの発信拠点での支援

大阪城公園内における劇場業種型の文化施設を整備し、伝統芸能からポップカルチャーまで幅広く日本のエンターテインメントを発信する事業に対して支援した。

e) 海事観光の推進

①マリンチック街道、マリンアクティビティ等の利用活性化に向けた取組

ボート業界団体が主催する舟艇関連イベント等（4件）において、マリンチック街道の周知活動を行い、マリンチック街道の利活用を図った。また、マリンレジャー関係団体と連携し、マリンアクティビティの体験機会等を通じて、マリンレジャーの活性化を図った。

②「海事観光」における情報発信の強化

船旅や島旅をはじめとする「海事観光」分野の認知向上及び需要創出のため、海事関係者を対象とした広報セミナーを開催し、業界の情報発信力強化を図った。

また、「C to Sea プロジェクト」のSNS（フォロワー1万人）及びポータルサイト（年間閲覧数20.1万回）を活用し、海の絶景や船旅航路等の情報を平日に毎日発信した。

③船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組の推進

「安心して訪日観光ができる海洋周辺地域の観光魅力向上事業」等において、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド回復を見据え、伊豆大島内の「椿まつり」開催に合わせた、観光事業者、バス事業者等と連携した旅客船事業者が実施する言語翻訳機を活用したトライアルツアーの企画、実施等の取組を支援した。

④インターネット等の経路検索におけるフェリー・旅客船の航路情報拡充

航路情報のオープンデータ化について、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」・「簡易作成ツール」の機能性向上を目的とした改良を行うとともに、2022年（令和4年）3月には使用方法のオンライン研修会を開催するなど、航路事業者自身による航路情報データ作成の環境整備を図った。

⑤新たなクルーズ様式に沿った安心できるクルーズ船の運航等を通じた地方創生

クルーズ船の安全・安心な運航を確保するため、感染状況等に応じて国内クルーズガイドライン「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂支援等を行いウェブサイトに公開した。新たなクルーズ様式を取り入れたクルーズの商品造成に向けた実証実験に対する支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。

f) 地域の医療・観光資源の活用

厚生労働省と観光庁とが連携し、地方公共団体、医療機関、観光事業者等が連携した地域の受入体制整備、医療サービス及び観光資源を組み合わせた滞在プランの造成、滞在プランの販売に向けた海外連携・販路確保等に取り組む地域への支援を6か所（宮城県白石市・仙台市、岐阜県高山市、岐阜県美濃加茂市、長野県松本市、石川県七尾市及び沖縄県沖縄市・南城市）で実施した。

g) 国際競争力の高いスノーリゾートの形成

「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」を通じ、観光地域づくり法人（DMO）等を中心におき、地域の関係者が策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられたアフタースキーのコンテンツ造成等の着地整備や搬器の更新、ICゲートシステムの導入等の取組への財政支援等を実施した。

h) プロモーション等における民間事業者との連携強化

民間プラットフォーム事業者との連携を強化し、訪日外国人旅行者のみならず国内旅行者にとっても魅力ある観光地域づくりを一層推進するための方策等を検討するため、多様な観光関連事業者（宿泊施設・観光地域づくり法人（DMO）・アクティビティ・DX¹⁵関連事業者）や有識者へのヒアリングを実施した。また、「第2のふるさとづくりプロジェクト」有識者会議を3回開催し、中間とりまとめ、最終とりまとめを行った。

i) アドベンチャーツーリズムの推進

アドベンチャーツーリズムに取り組む地域関係者に向けたナレッジ集を作成し、2022年（令和4年）3月に公表するとともに、地域の観光コンテンツを活用したモデルツアーや造成（21件）、コンテンツの発掘・磨き上げのための実証（12件）、体験に必要な物品等の購入補助（16件）を実施した。

j) DXの推進による観光サービスの変革と観光需要の創出

デジタル技術と観光資源等とを複合的に組み合わせることで、観光コンテンツの磨き上げや観光地経営の変革を図り、観光客の体験価値向上や観光消費額増加を実現するため、これまでにない観光コンテンツやエリアマネジメントの創出に向けた実証事業を5件実施した。また、来訪意欲の増進を図るための実証事業を12件実施した。

k) 地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業

「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証調査」において、多様な関係者が連携し、地域に眠る観光資源を旅行者が体験できる観光コンテンツへ磨き上げる取組の支援を行った。

l) 訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりの推進

訪日外国人旅行者のニーズに対応した売れる商品・サービスづくりを推進するため、重点支援DMO・広域連携DMOに対して、インバウンド誘客に関するサービスを提供している事業者とのマッチングを21件実施した。

(2) 観光関連ファンド等の活用

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が地域金融機関等と連携して組成した「観光遺産産業化ファンド」や、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）等が組成した観光関連ファンド等により、旅館等の宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を図った。

(3) 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の活用

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）は、地域金融機関等と連携して組成した「観光遺産産業化ファンド」を通じて、世界文化遺産を有する地域を含む各地の観光まちづくり事業への投資実行やハンドソン支援を実施した。また、同ファンドによる地域活性化モデルを各地に展開するために、地域金融機関等に対して同ファンドで得た知見やノウハウの移転を図った。

さらに、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくり等に関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供し、観光地の再生・活性化を推進した。

(4) 國際的な芸術祭等の実施

【再掲】第III部第2章第2節1（4）

(5) 地方版団柄入りナンバープレートの導入による地域の魅力の発信

全国58地域で交付している地方版団柄入りナンバープレートについて、2021年度（令和3年度）は約8万件の申込みがあった。また、同ナンバープレートの寄付金を活用して、徳島地域では「SNSを活用した観光振興効果検証事業」が、熊本地域では「高齢運転者のドライブレコーダー設置事業」が行われた。

さらに、2022年度（令和4年度）からの地方版団柄入りナンバープレートの追加募集を目指し、「新たな団柄入りナンバープレートの導入に関する検討会」を開催し、地方版団柄入りナンバープレートの制度の在り方等について検討を行った。

¹⁵ Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。

(6) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節2 (1) h)

(7) サイクルツーリズムの推進

官民が連携して、走行環境や受入環境の整備、情報発信等を行うサイクルルートの取組を支援するとともに、ナショナルサイクルルートについて、日本政府観光局と連携してウェブサイト等による情報発信を行った。また、第2次ナショナルサイクルルートとして、2021年（令和3年）5月にトカチ400、太平洋岸自転車道、富山湾岸サイクリングコースを指定した。

(8) 通訳案内士・ランドオペレーター等の質の向上等の推進

a) 通訳ガイド制度の充実・強化

大学生等、通訳ガイドの認知度が低い層を対象に情報発信等を実施することで、認知度向上と資格取得・スキルアップを促進し、訪日外国人旅行者の満足度向上や旅行消費額の拡大を図った。また、全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録情報を一元的に管理するデータベースを確実に管理・運用するとともに、全国通訳案内士及び地域通訳案内士の就業機会を確保する仕組みの構築に取り組んだ。

b) ランドオペレーター業務の適正化を図る制度の推進

2021年（令和3年）4月時点で1,714社の登録がある旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）の登録制度の周知を図った。また、旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）に対する立入検査の実施や、登録研修機関である旅行業協会等において実施された研修等（2021年度（令和3年度）は6機関で実施）を通じ、制度の適切な運用を図った。

c) 地域限定旅行業務取扱管理者

地域限定旅行業務取扱管理者試験については、旅行業協会、観光庁ウェブサイト等を通じて制度の周知を図った。2018年度（平成30年度）から開始された地域限定旅行業務取扱管理者試験は、2021年（令和3年）9月に4回目が実施され、143名が合格し、累計の合格者数は439名となった。

(9) サイクルトレイン・観光列車等の普及促進

a) 自転車旅行者に使いやすい鉄道サービスの提供

サイクルトレインの普及・促進に向け、58の鉄道事業者によるサイクルトレインの運行実施例を鉄道事業者に展開したほか、補助事業を活用し、鉄道事業者による整備を支援した。

b) 移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

オープントップバス等の移動そのものを楽しむ観光バスについては、車両導入・改造費用の一部に対し支援を実施することで全国で12台の導入を推進した。

c) 訪日外国人旅行者の受入環境改善に向けた新たなサービス等の検討

訪日外国人旅行者の主要な移動手段である鉄道の企画乗車券に係るニーズや問題点、我が国の受入環境における課題の調査分析を行い、今後の取組の方向性について検討を行った。

(10) 外国人患者の受入環境整備

a) 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

2021年度（令和3年度）も厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含めた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報をとりまとめリスト」の選定を実施した（2021年（令和3年）12月末時点で全国で2,044か所、うち都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」が1,494か所）。

また、厚生労働省の「医療通訳者、外国人患者受け入れ医療コーディネーター配置等支援事業」による医療通訳者等の配置支援を19医療機関に実施するとともに、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に対して、拠点機能の強化に必要な取組等の周知・教育等を行った。

さらに、「外国人患者受け入れ医療コーディネーター養成研修事業」を2022年（令和4年）2月にオンラインで開催し、122人を養成するなど外国人患者受入環境の整備を進めた。

加えて、地域の課題の協議を行う分野横断的な関係者による協議会や医療機関からの外国人患者の対

応に関する相談に対応するワンストップ窓口の設置・運営を支援するとともに、「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」の内容を充実化し、2021年（令和3年）6月に改訂第3.0版を厚生労働省ウェブサイトにおいて公表した。また、訪日外国人旅行者等の医療に関する情報をまとめたウェブサイトへの好事例インタビューの掲載等内容の充実と、受入環境の整備に有用な取組の周知を図った。

さらに、3つの団体に対し団体契約を通じた電話医療通訳の利用支援を行うなど、医療機関の多言語コミュニケーション対応への支援を進めた。

b) 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

日本政府観光局ウェブサイトやアプリ、チラシ等で「外国人患者を受け入れる医療機関」について情報提供を実施した。

c) 訪日外国人旅行者の保険加入促進

関係省庁が連携し、今後のインバウンド受入再開後に備えて、訪日外国人旅行者向けに海外旅行保険の加入促進を図る動画等プロモーションツールを作成した。

(11) クルーズ船受入の更なる拡充

2021年（令和3年）の訪日クルーズ旅客数は、2020年（令和2年）3月以降、国際クルーズの運航休止が続いているため、前年比皆減のゼロとなった。我が国港湾へのクルーズ船の総寄港回数は、国内クルーズが感染拡大状況等を踏まえながら運航したため、前年比19.3%増の420回となった（速報値）。クルーズを安心して楽しめる環境の整備等、以下の取組を実施した。

a) クルーズを安心して楽しめる環境の整備

2021年（令和3年）2月と8月に「国際クルーズ旅客受入機能高度化事業」の公募を行い、横浜港や神戸港等の計19港で屋根付き通路の設置や旅客上屋の改修、隔離施設の整備（感染症対策）等を行う事業を採択した。また、郷ノ浦港において、旅客船ターミナル等における多言語化対応やトイレの洋式化、Wi-Fi環境の充実等を促進した。

b) 世界に誇る国際クルーズ拠点の形成

下関港や鹿児島港等の「国際旅客船拠点形成港湾」において、岸壁等の整備を推進した。また、2021年（令和3年）7月上旬に、129港で国内クルーズガイドラインの改訂等を議題に衛生主管部局も参画する水際・防災対策連絡会議を開催し、情報共有体制の構築を進めるなど、クルーズ船を安全・安心に受け入れられる体制の構築を図った。

c) 国内クルーズ周遊ルートの開拓

「安心して訪日観光ができる海洋周辺地域の観光魅力向上事業」等において、新型コロナウイルス感染症収束後のインバウンド回復を見据え、伊豆大島内の「椿まつり」開催に合わせた、観光事業者、バス事業者等と連携した旅客船事業者が実施する言語翻訳機を活用したトライアルツアーの企画、実施等の取組を支援した。

また、瀬戸内海クルーズ推進会議において、ラグジュアリークルーズを運航するクルーズ船社を招へいしての誘致活動として、寄港地となる地域の関係者等と連携して、2021年（令和3年）10月に商談会を開催し、寄港地の観光資源やクルーズ船内のレストラン等で使用される食材としての地元特産品のPR等を実施するとともに、同年12月に、秘境や大自然等を巡る探検クルーズをテーマとしたセミナーを開催した。

d) クルーズを安心して楽しめる環境整備

都道府県等の衛生主管部局を含む地域の協議会等における合意を得た上でクルーズ船受入、水際・防災対策連絡会議を通じた情報共有体制構築、クルーズ船の初回寄港前に実施する受入訓練を促進した。

また、感染状況等を踏まえ、業界団体が作成した国内クルーズガイドラインの改訂を支援するとともに、船内での感染症対策に関する新たなシステムの導入や、大型クルーズ船を対象とした感染症対策を含む航行安全対策の検討、寄港地の地場産品や商店街をテーマとしたツアーメニューの造成等を支援するなど、クルーズを安心して楽しめる環境づくりを推進した。

e) 新たなクルーズビジネスの確立

クルーズ船受入の相互理解を深めるためのセミナーや FAM ツアー¹⁶の開催、船内等で行う地元產品の消費喚起、クルーズ船の航行の安全性の検証等を支援した。また、2021年度（令和3年度）は、「みなどオアシス」として新たに八代港や金沢港等7か所を登録した。

f) クルーズに関するプロモーションの実施

2021年（令和3年）4月と8月に「クルーズの安全安心な受入れを通じた地域活性化事業」の公募を行い、クルーズ船旅客と受入側の相互理解を深めるためのセミナー等、11事業を採択した。クルーズ船社と港湾管理者等との商談会等のプロモーションについては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国際商談会への出展も実施できなかつたが、「全国クルーズ活性化会議」と協力し、将来の安全・安心かつ上質な寄港地観光プログラムを造成するため、打合せによる相互情報共有等を行い、クルーズ関係者とネットワークの構築に努めた。

g) スーパーヨットの受入拡大

インバウンドの受入に向け、財務省関税局、出入国在留管理庁においてスーパーヨット等の入出港手続等の見直しを行い、ウェブサイトを通じて広く周知を行つた。

h) 安心して訪日観光ができる海洋周辺地域の観光魅力向上事業

2021年（令和3年）4月と8月に「安心して訪日観光ができる海洋周辺地域の観光魅力向上事業」の公募を行い、海洋周辺地域でのイベントの開催や、プロムナードの整備、多言語対応の観光避難看板の設置等、8事業を採択した。

（12）景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 沖縄観光の強化

各港のクルーズ船対応岸壁の整備を継続し、ポストコロナを見据えクルーズ船の受入再開に向けた環境整備を図ったほか、高速船の運航の強化・充実について、需要回復後に向けて関係者と集客方法や運航ダイヤの考え方等に関する意見交換を行つた。また、「沖縄振興特別推進交付金」により、「外国人観光客受入体制強化事業」、「沖縄観光コンテンツ開発支援事業」等を引き続き実施した。さらに、「沖縄北部連携促進特別振興事業」により、観光客周遊拠点施設として「古宇利島観光拠点施設」（2021年（令和3年）9月運用開始）の整備を完了したほか、3事業に対し予算交付を決定した。

b) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

【再掲】第III部第2章第1節1（5）e)

c) 特定有人国境離島地域における滞在型観光の促進

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を通じて、1県及び18市町村に対し、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される滞在型プランの造成等を支援した。

（13）日本映画の海外発信

ロケ地情報を掲載した全国ロケーションデータベース（2022年（令和4年）3月末時点）で日本語：10,585件、英語：4,090件を掲載）の多言語化や、フィルムコミッショングの体制強化に向けたエリアマネージャーの計4地域への配置とともに、海外映画祭への出品に係る字幕制作費等の支援（2022年（令和4年）3月末時点）で43件）、海外における日本映画の特集上映（2021年（令和3年）12月）等を行つた。

（14）スポーツツーリズムの推進

地域スポーツコミッショングへの設立支援については、新規設立を目指す地方公共団体の合意形成や計画策定等に取り組む6団体を採択して支援した。また、多角化支援については、地域内外の交流人口の拡大を図るためにスポーツツーリズム等に取り組む13団体を採択して支援した。さらに、地域スポーツコミッショングの設立の加速、活動の充実を目指し、支援団体へのコンサルティングを実施するとともに、各種

¹⁶ 観光地の誘致促進のためターゲットとする国の旅行事業者やメディア・インフルエンサー等に現地を視察してもらうツアーのこと。

講演やシンポジウム等でこれらの取組を広く発信した。

加えて、日本のスポーツツーリズムを総合的に発信するため、既存のスノーサイトやダイビングサイトに加え、新たにハイキング・トレッキング、サイクリング、ゴルフのテーマ別ページの開設に向けた準備を進め、2022年（令和4年）2月に各テーマ別ウェブサイト・ページを統合した「スポーツ&アウトドアページ」を日本政府観光局のウェブサイト内に開設した。あわせて、日本で体験できる各種スポーツや体験スポットとともに周辺の観光情報を掲載し、海外に向けて情報発信を行った。

（15）スポーツによる地域の価値向上プロジェクト

高付加価値コンテンツの創出に向けた取組については、アウトドア、武道、アーバン等のスポーツを活用した観光コンテンツ造成を図る12団体に委託して実施した。また、武道ツーリズムの推進に向けた関係者ネットワークを構築・強化するため、SNSを開設するとともに、ネットワーキングセミナーを開催した。さらに、2021年（令和3年）11月から2022年（令和4年）1月にかけて欧米豪・東アジアをターゲットとしたデジタルプロモーションを実施した。

第3節 日本国政府観光局と地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化

（1）観光地域づくり法人（DMO）を核とする観光地域づくりの推進

a) ガイドラインに基づく観光地域づくり法人（DMO）の育成・支援

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、登録制度や更新制度を運用し、観光地域づくり法人（DMO）全般の底上げを図るとともに、重点支援DMOを2021年（令和3年）9月に37法人選定し、これらが行う着地整備等の取組についてハンズオン支援を行うなど、重点的に支援した。

b) 情報支援・ビッグデータの活用促進

「DMOネット」を活用して、研修・セミナー等に係る情報提供を引き続き実施した。

宿泊施設、観光施設等における観光客のデータを継続的に収集・分析し、データに基づいた戦略を地域の観光関連事業者へ提供するための仕組みの実証を一般社団法人秋田県ツーリズム、一般社団法人吉野ビジターズビューロー、一般社団法人高知県東部観光協議会の3つの観光地域づくり法人（DMO）で行った。また、2022年度（令和4年度）以降、モデル地域以外の地域でも同事業の成果が活用されるよう、周知・説明活動を行った。

さらに、観光地域づくり法人策定の事業計画に位置づけられた訪日外国人旅行者の地方誘客を目的とするデータの収集・分析や、これに基づいた観光戦略策定に対して支援を行った。

c) 人的支援

観光地域づくり法人（DMO）の中核人材を育成するために必要な研修、セミナー等の情報を「DMOネット」等を活用して観光地域づくり法人に周知するとともに、研修・セミナー等の開催や受講に要する費用を支援した。さらに、観光地域づくり法人の体制強化を図るため、ニーズに応じて専門的知見や外国人目線を有する専門人材とのマッチングを実施するとともに、人材登用に要する費用を支援した。

d) 関係府省庁の連携による総合的な支援

観光地域づくり法人（DMO）に対する体制強化や着地整備等に加え、「地方創生推進交付金」による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の支援等、関係府省庁が連携して総合的な支援を実施した。

e) 官民ファンド等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）を通じ、瀬戸内7県の広域連携DMOと連携して、地銀7行と株式会社日本政策投資銀行（DBJ）が運営する「せとうち観光活性化ファンド」に対して支援した。

また、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」に基づき都道府県が承認する地域経済牽引事業計画について、2022年（令和4年）3月までに累計3,272計画が承認されており、観光資源等の地域の特性を生かして地域経済を牽引する事業に対し、地域未来投資促進税制等により後押しした。

f) 観光地域づくり法人（DMO）間の適切な役割分担に基づく広域的な連携の強化

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、各層 DMO の役割分担を認識した事業実施と連携の促進を図るため、各地方運輸局等と域内の観光地域づくり法人（DMO）との意見交換等を行った。また、体験型・滞在型コンテンツの造成や広域周遊観光促進のための環境整備等、観光地域づくり法人が地域と一緒にやって行う取組に対して支援を行った。

(2) 地域（地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO））と日本政府観光局の適切な役割分担

a) 地域（地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO））と日本政府観光局の役割

地域 DMO 及び地域連携 DMO は、受入環境整備・地域の新たな観光コンテンツの開発等の着地整備を優先的に取り組むことが重要である旨（「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に記載）を観光地域づくり法人（DMO）に周知するとともに、体験型・滞在型コンテンツの造成や広域周遊観光促進のための環境整備等の取組を優先して支援を行った。また、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、観光地域づくり法人に多様な関係者を巻き込んだ意思決定の仕組みの構築を促進した。

さらに、日本政府観光局において、地域から募集した観光コンテンツの精査・選定を実施し、欧米豪、中国、韓国、香港、台湾、タイ市場向けに各 75 件、計 450 件を多言語ウェブサイト内「Experiences in Japan」ページに掲載するとともに、応募団体に対して活用状況等についてのフィードバックを実施した。さらに、地域が作成した記事・動画等のデジタルコンテンツを募集し、日本政府観光局のオウンドメディアにて計 240 件発信した。

b) 地域の観光戦略推進の核となる観光地域づくり法人（DMO）の改革

コンテンツの開発強化や受入環境整備等に関する外部専門人材を観光地域づくり法人（DMO）に登用するための費用を支援し体制強化を促進した。また、地方運輸局が観光地域づくり法人等と連携し、新たな滞在コンテンツの造成や磨き上げを全国で 95 件行った。

c) 地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光局の支援体制強化

各地域において、2021 年度（令和 3 年度）に出張相談会 199 件及び個別訪問コンサルティング 61 件（オンライン含む）を実施した。また、2021 年（令和 3 年）7 月、12 月の計 2 回、オンラインで地域セミナーを実施し、計 1,116 人が参加した。さらに、地域インバウンド促進ウェブサイト「日本の魅力を、日本のチカラに」上で日本政府観光局から 30 本のインバウンド情報を発信した。

d) 訪日グローバルキャンペーン等に対応したコンテンツ造成

地方運輸局が観光地域づくり法人（DMO）等と連携し、観光庁・日本政府観光局による情報発信「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」等に対応した高付加価値な滞在コンテンツ造成を全国で 95 件行った。

(3) 地域（地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO））への支援と地域間の連携強化

a) 観光産業事業者に対する政府系金融機関による資金供給等の支援

新たに観光産業を行う者及び既存の観光産業事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫等による事業者への資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）による「登録 DMO」の設立や観光関連事業への資金、経営及びナレッジ面での支援を実施した。また、「登録 DMO」と連携し、民間事業化支援を促進した。

b) 観光地域づくり法人（DMO）の財務体制強化

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づき、運営収支や安定的な運営資金の確保に関する財務責任者（CFO）の設置を確実に確保した。また、多様な財源開発の検討を促進し、法人の安定財源の確立を図るため、観光地域づくり法人（DMO）における自主財源の開発手法を記載したガイドブックを作成するとともに、ガイドブックの周知や事例の横展開等を目的としたセミナーを開催した。

c) 全国的な研修の実施等による地域間の連携強化

全国的な研修等の実施や受講に対する支援を行ったほか、観光地域づくり法人（DMO）の課題整理に

資する内容について、全国の法人を対象とした「DMO 全国会議」を 2021 年（令和 3 年）9 月 13 日に開催し、優良事例の横展開等を図った。

また、観光地域づくり法人の取組事例等を「DMO ネット」等で関係者に周知し、課題の共有及びそれに対する優良事例の横展開を図った。

（4）広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

観光地域づくり法人（DMO）が中心となって行う、マーケティングを含めた調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、ウェブサイトの多言語化、旅行商品の OTA への掲載、地域のプロモーション等といった広域周遊観光促進のための取組に対して支援を行った。

a) 広域周遊観光促進のための専門家派遣

国内外の旅行者の誘客促進に取り組む 77 団体の観光地域づくり法人（DMO）や地方公共団体に対し、67 名の専門家を延べ 603 日派遣し、観光資源の魅力向上をはじめ、ニーズに対応した助言・指導を実施することにより、国内外の旅行者の地方誘客に向けた取組を促進した。

b) テーマ別観光による地方誘客事業

2021 年度（令和 3 年度）はこれまで蓄積してきたモデルケースの事例成果・ノウハウの横展開のためにウェブサイトでの公表を行った。

c) 広域周遊に関する情報のビジネス関係者への発信

日本貿易振興機構（JETRO）は、日本各地域の輸出產品及び産地の魅力を世界に発信するため、海外バイヤーとのオンライン商談会（40 バイヤー以上）、海外インフルエンサーによる SNS やイベントでの発信（国内 14 府県の產品を対象に実施）等のオンライン型事業を実施した。また、產品紹介映像の制作、海外でのデジタルマーケティング事業、SNS 等を活用した発信等を行った。

d) 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の活用

全国 10 の地方ブロックで「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」が開催され、現状の課題等を共有するとともに、運輸局・整備局・地方公共団体・民間企業等の構成員による受入環境整備等の取組、成果についてとりまとめ、ウェブサイトを活用して公表し、横展開を行った。

e) ガーデンツーリズムの推進

ガーデンツーリズム登録制度に基づき、2021 年度（令和 3 年度）に新たに 3 計画の登録が決定された。また、ポストコロナにおける新たなニーズへの対応として、広域移動を伴わないマイクロツーリズム的な計画を認定する「探訪部門」を 2021 年（令和 3 年）6 月に創設し、制度普及に向けパンフレットの作成やオンラインによる説明会等を実施するとともに、登録団体等を対象とした全国会議を開催した。

（5）JAPAN ブランド育成支援等事業

地域中小企業者等の域外需要の獲得や地域経済の活性化のため、中小企業者等が実施する海外展開やそれを見据えた全国展開のための新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を支援した。2021 年度（令和 3 年度）は 148 件の採択を行い、本事業を通じて中小企業者等の新たな市場の獲得を後押しした。

（6）優れた地域產品等の活用による地方への誘客

日本貿易振興機構（JETRO）は、地域產品の海外での知名度向上等を目的に「地域貢献プロジェクト事業」を 33 件生成し、オンラインを活用した海外での地域產品のプロモーション活動を行いながら、地域產品の背後にある産地（観光資源）や作り手の製造風景等を動画を用い海外諸地域に広く発信した。

（7）旅行業務取扱管理者確保事業による旅行商品の企画・提供の解禁

国家戦略特区内において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する「旅行業務取扱管理者確保事業」を活用し、農家民宿等の宿泊事業者による「着地型旅行商品」の企画・販売の取組を推進した。同事業による特例を活用している秋田県仙北市において、引き続き、一般社団法人仙北市農山村体験推進協議会が中心となり「着地型旅行商品」の企画・販売が実施された。

(8) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地域（日本遺産認定地域、観光地域づくり法人（DMO）、農泊地域等）の地方公共団体に対し、農林水産省の事業である「SAVOR JAPAN」・「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の公募等の情報を展開し、活用する際の課題や障害を把握、解決策の検討・情報提供を行うことで、地方公共団体における歴史的資源の活用の更なる活発化を図った。

また、重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産認定地域、観光地域づくり法人、農泊地域等観光まちづくりに取り組む地域に対して、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトを幅広に周知し、2021年度（令和3年度）は7件の相談案件に対応した。さらに、歴史的資源を活用する際の課題等に対する解決策の情報提供や、歴史的資源を活用した観光まちづくり成功事例集を掲載することで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の横展開を図った。

(9) 地域おこし協力隊

【再掲】第III部第2章第2節4（1）d）②

(10) 訪日プロモーションの戦略的高度化

a) 「東京2020大会」後も見据えた訪日プロモーションの取組

①観光ブランドイメージの確立に向けたグローバルキャンペーンの展開

グローバルキャンペーンについては、プロモーションの基幹になる特定のテーマに焦点を当てた新動画及び静止画を2021年（令和3年）5月に完成させた。ウェブサイト・広告のほか、他事業・関係省庁の発信事業（107件）、商談会（25件）等で広く活用した。

また、広告をきっかけに日本を認知した人を対象に、訪日に関する情報を提供し、関心度を高めるためのグローバルキャンペーンのウェブサイトについて、同年7月にリニューアルした。同サイトには、同年12月までに約77万回のアクセスがあった。

また、広告宣伝に関しては、新動画及び静止画を活用し、欧米豪等を対象にしたオンライン広告を同年11月から展開した。同年12月半ばまでで6億回の広告表示、520万回のクリック数、6,500万人の完全動画視聴者数を得ており、広告を通じて効率的・効果的に訪日への興味関心を高めることができた。



バナー広告のサンプル

②現地PR会社等を活用した効果的なプロモーション事業の実施

欧米豪・中東地域各市場（米国・オーストラリア・カナダ・英国・フランス・ドイツ・スペイン・イタリア・ロシア・メキシコ・中東地域）において、メディアや一般消費者の新型コロナウイルス感染症影響下における旅行トレンドについて、現地PR会社を通じて情報収集した上で、密を避けるような旅行形態等、トレンドに見合ったコンテンツの情報を磨き上げ、PR会社の持つネットワークを生かした情報発信を行いメディアへの露出を図った。

また、現地で実施する旅行業界関係者向けのセミナー等の事業を、引き続き、外国人有識者が持つ知見を生かし、サステナブルツーリズムの各市場での現状等の意見を反映することによって、効果的に実施した。

さらに、欧米豪地域等で影響力のあるメディア等とのネットワークを生かし、日本の魅力を発信した。他方、欧米豪市場におけるメディア、旅行会社、インフルエンサー招請については、新型コロナウイルス感染症拡大により水際措置が強化されたため中止した。

③東北をPRするデスティネーション・キャンペーンの実施

「東京2020大会」開催時期に合わせ、在日海外メディア12媒体12名を招請し、聖火リレーや競技開催会場を含めた東北地域を取材してもらうことにより、世界9か国に対して東北6県の観光の魅

力を発信した。

中国・タイ・フィリピン・オーストラリア・ドイツ市場においては、在日海外メディア等 20 名を東北に招請し、食、自然、アウトドアアクティビティ等の多様な魅力を発信した。

マレーシア市場においては、2021 年（令和 3 年）10 月から 2022 年（令和 4 年）2 月に、旅行会社・メディアを対象にオンラインセミナーを計 6 回実施し、参加者計 618 名に対して東北からのライブ中継や東北 6 県・東北観光推進機構による東北地域の魅力の紹介等を行った。

④「東京 2020 大会」を契機とした訪日プロモーションの実施

「東京 2020 大会」が開催される機会を活用し、日本政府観光局において海外メディアを通じて日本各地の観光の魅力について認知度向上を図るため、ニュースレター等で観光情報の提供を行ったほか、テレビ番組の放映、プロモーション動画の CM 配信を行った。

また、大会関心層に向けてオンライン広告を行ったほか、特設ウェブサイトを通じてアクセシブルツーリズム等の魅力発信を行った。

さらに、海外メディアや旅行会社向け情報発信プラットフォーム「Japan Online Media Center」について、独自のニュースレター等掲載コンテンツの拡充を進め、広く活用されるよう公式 LinkedIn アカウントとの連携を図った。加えて、海外メディアに向けたオリパラ開催地や様々なアクティビティと関連付けたテーマでのニュースレターや、大会期間中の東京都メディアセンターでの展示情報等のコンテンツを掲載し、認知度向上に取り組んだ。



JOMC に記載しているニュースレター



日本で体験できるアクセシブルなアクティビティ（山形県：パラグライダー）

⑤メディア芸術の創造・発信の強化

【再掲】第 III 部 第 2 章 第 2 節 1 (11)

⑥beyond2020 プログラムの推進

「beyond2020 プログラム」では、2021 年度（令和 3 年度）においては 1,639 件、累計 19,606 件の文化プログラムを認証した（2021 年（令和 3 年）12 月末時点）。

自治体や府省庁等 69 の組織が認証機関となり、全都道府県において多様な主体が実施する幅広い分野の文化プログラムの認証や各組織による文化プログラムの開催が推進されたことにより、「東京 2020 大会」に向けた機運醸成に加え、バリアフリー対応及び多言語対応に関する事業者の意識の向上による成熟社会の実現にも貢献した。

⑦スポーツを含む着地・体験型プログラム情報の発信

日本のスポーツツーリズムを総合的に発信するため、日本政府観光局のウェブサイトにおいて既存のスノーサイトやダイビングサイトに加え、新たにハイキング・トレッキング、サイクリング、ゴルフのテーマ別ページの開設に向けた準備を進め、2022 年（令和 4 年）2 月に各テーマ別ウェブサイト・ページを統合した「スポーツ＆アウトドアページ」をウェブサイト内に開設した。あわせて、日本で体験できる各種スポーツや体験スポットとともに周辺の観光情報を掲載し、海外に向けて情報発信を行った。

⑧ビジット・イースト・アジア・キャンペーン

「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の共同プロモーションとして、ロシアでの BtoB 旅行商談会（アジアワーケーション）に出展した。同商談会はハイブリッド型で開催され、オンラインでは 2021 年（令和 3 年）8 月 10 日から 9 月 10 日まで、オフラインでは 9 月 10 日にモスクワで行われた。韓国も出展する中、日本ブースでは現地業界関係者向けに、需要回復期に向けた旅行商品の

造成・販売促進を行い、商談件数の合計は308件（うちオンライン212件、オフライン96件）となった。また、日本で開催予定だった日中韓観光大臣会合は、新型コロナウイルス感染症の影響により2022年度（令和4年度）以降に延期することとした。

⑨アジアにおける大規模キャンペーンの推進

地方における体験型コンテンツについて認知し、関心を持ってもらうために、2021年（令和3年）10月から、アジア市場のリピーター層をターゲットとしたオンライン広告を実施し、特設ウェブサイトへの誘引等を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、OTAと連携して体験型コンテンツの購入を訴求するプロモーションは、2022年度（令和4年度）以降に延期することとした。

b) 大規模国際競技大会等の開催を活用した観光客誘致の支援

国内で開催される大規模国際競技大会に向けて、各組織委員会及び関係府省庁が連携し、開催準備・支援に取り組んだ。一方で、2022年度（令和4年度）に開催が予定されていた第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会やワールドマスターズゲームズ関西、神戸2022世界パラ陸上競技選手権大会等の大規模国際競技大会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により2023年度（令和5年度）以降への開催延期が発表された。

c) 4者連携による情報発信

新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや展示会が相次いで中止・延期されていることから、日本貿易振興機構（JETRO）と日本政府観光局は、2021年（令和3年）8月に担当者会議を開催し、オンライン上での情報発信による連携等、今後の連携方法について検討した。

また、同年7月から9月に経済産業省と日本貿易振興機構（JETRO）が共催したオンラインイベント「NET ZERO Leaders Summit（Japan Business Conference 2021）」、同年11月に日本貿易振興機構（JETRO）が上海で出展した「第四回中国国際輸入博覧会」のジャパンパビリオンにおいて、日本政府観光局の訪日プロモーション動画を放映した。

さらに、2022年（令和4年）1月・2月に、日本貿易振興機構（JETRO）が経済産業省と連携して展開した「ミス・インターナショナル」の各国・地域代表を通じた海外向け発信事業について、日本政府観光局のウェブサイト及びSNS（Facebook）で紹介した。

d) 地域の観光資源を活用したプロモーションの実施

日本政府観光局が有するプロモーションノウハウやデジタルマーケティングによる分析結果等を活用して実施する「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」として、各地方運輸局及び沖縄総合事務局において、計66プロジェクト、293件の個別事業を実施した。

e) インバウンドの段階的復活に向けた小規模分散型パッケージツアーの試行的実施

小規模分散型パッケージツアーの実施に向けて準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大による水際措置が強化されたことにより、外国人の新規入国停止等の措置がとられたことから、実施には至らなかった。

f) スノープロモーション事業

オーストラリア市場において、2021年（令和3年）7月下旬から8月上旬にかけ、東北地方で実施したメディア招請について記事形式のオンライン広告を作成し、Mountain watch、Timeout、Vacations&Travelといった人気メディアへ計6回にわたり掲載し、桜と雪が同時期に楽しめる東北ならではの優位性を発信した。

ウェブサイトでの情報発信について、日本政府観光局のウェブサイトにスノーツーリズムサイトを含むスポーツ特設ページを2022年（令和4年）2月に開設し、情報発信の一元化を図った。同特設ページにおいて、同年2月中旬から3月中旬にかけて、米国市場、英国市場、オーストラリア市場、ドイツ市場、フランス市場及び中国市場向けにオンライン誘引広告を実施した。

旅行博出展等について、オーストラリア市場では、スキーやスノーボード旅行に特化した一般消費者向け旅行博「Snow Travel Expo」に出展（2021年（令和3年）5月16日メルボルン、同年5月23日シドニー）し、北海道をはじめとした日本各地のスキーリゾートについて情報提供を行った。中国市場

では、同年9月3日から7日に「2021国際冬季運動（北京）博覧会（WWSE）」に出展した。



Snow Travel Expoシドニー会場での様子



WWSE (World Winter Sports Expo) 出展の様子



g) 日本政府観光局における市場調査

日本政府観光局において、訪日重点全市場を対象とした基礎調査を2021年（令和3年）3月から6月に実施し、各市場における結果データに基づいて、精緻な海外旅行に係る市場分析、競合国分析等を行った。また、同調査の分析結果も踏まえて、重点的に訪日プロモーションを行うターゲット層を市場ごとに選定し、それらの海外旅行に係る志向等を深堀りするための調査を実施するなど、中長期のマーケティング戦略策定に向けた検討を進めた。

h) 日本政府観光局におけるプロモーション実施体制の強化

日本政府観光局において、デジタルマーケティングの専門人材の登用や職員の能力開発を行うとともに、2021年度（令和3年度）に新たに開設した海外事務所（ドバイ事務所及びメキシコ事務所）において人員増強等を行い、プロモーションの実施体制を強化した。

i) e ラーニングの実施

日本政府観光局は、海外の旅行代理店販売員の人材育成を進めるため、訪日旅行に関する知識を習得するためのe ラーニングウェブサイトの運営を、12か国1地域（米国・オーストラリア・カナダ・英国・フランス・ドイツ・イタリア・スペイン・ロシア・インド・インドネシア・オランダ・北欧地域）において実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により、コンテンツの拡充や新規コースの導入について見送った。

j) 訪日外国人旅行者の意見分析による満足度向上

2021年度（令和3年度）も引き続き、ウェブサイト上で中国語（簡体字・繁体字）及び韓国語の「訪日観光意見箱」を運用したが、新型コロナウイルス感染症拡大により訪日外国人旅行者が極めて少なかったため、意見は投稿されなかった。

k) 新たな市場からの誘客促進に向けた先行試行的プロモーション事業等の実施

重点22市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響下における旅行需要の変化を踏まえ、従来の訪日観光情報に加え、自然やアウトドアアクティビティの観光魅力の発信について、旅行業界向けにはセミナーや商談会を通じて、一般消費者向けには特にウェブサイトやSNSを通じて実施した。準重点市場（イスラエル、オランダ、北欧地域、ニュージーランド及びブラジル）においては、レップオフィスを通じて市場動向の把握に努めるとともに、ウェブサイトやSNSを中心に訪日観光情報全般について情報発信を行った。

また、日本政府観光局現地事務所の新規開設については、2021年（令和3年）11月にドバイ事務所、メキシコ事務所が正式に開所したほか、成都事務所、ストックホルム事務所の開所に向けて準備を進めた。

l) ICT・ビッグデータ等の分析・活用による個人の関心に合わせた情報の発信（デジタルマーケティングの強化）

個別の興味・関心に応じた情報発信を実現するために、ウェブサイトの閲覧状況や検索の動向、SNSの反応、スマートフォン向けアプリの利用履歴、外部ビッグデータ等を活用した高度な分析や分析データの活用を促進できるように環境整備を実施した。また、最新のデジタルマーケティング環境を踏まえた効果的な手法を活用した情報発信や効果的なプロモーション実施が可能な体制を整えた。

m) SNS 等を活用したプロモーションの高度化

2021 年度（令和 3 年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により海外からインフルエンサーの招請ができなかつたため、代わりに在日インフルエンサーを活用し、タイ、フィリピン、オーストラリア、英国、フランス市場において、日本の魅力や訪日観光情報をウェブサイトや SNS を通じて発信した。

また、在外公館において、運用している 530 の SNS アカウントを活用して、外務本省、日本政府観光局、地方公共団体、現地メディア等が発信した日本情報（観光・文化・歴史・トレンド等）のコンテンツを再発信するとともに、任国の嗜好・トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信し、日本への関心・理解の拡大を図った。この結果、同年度、在外公館において運用している SNS アカウント・フォロワー総数は対前年比 15.4% 増加した。

（11）インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

a) インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化（高付加価値旅行者層）

2021 年（令和 3 年）7 月に高付加価値旅行に特化した商談会である ILTM Asia Pacific（オンライン）、同年 12 月に ILTM Cannes にそれぞれ出展し、日本の高付加価値コンテンツの PR を行った。

また、同年 10 月には、日本政府観光局が主催する高付加価値旅行に特化した商談会（Japan Luxury Showcase）（オンライン）を実施した。

さらに、2022 年（令和 4 年）2 月には、海外での富裕旅行商談会（The Essence of Luxury Travel）へオンラインで参加し、商談を行った。

加えて、ウェブサイトの多言語化やテーマ別の動画制作を実施するとともに、高付加価値旅行者層を顧客を持つ団体と連携した BtoC の情報発信や、高付加価値旅行業界の会員ネットワークである、Serandipians や The House of Beyond と連携し、会員向けのニュースレター配信やオンラインでの BtoB の情報発信を実施した。

また、中国市場の高付加価値旅行者層に向けた取組として、ウェブサイト及び冊子を制作した。

b) 戰略的対外発信拠点「ジャパン・ハウス」事業

JAPAN HOUSE 3 拠点（サンパウロ、ロンドン、ロサンゼルス）で、オンラインを活用し、地域の魅力を発信するセミナーや動画配信イベント等を実施した。その中の新たな試みとして、JAPAN HOUSE サンパウロが実施した、日本各地の文化を旅行仕立てで紹介する「せとうち探訪」では、関連キットの事前送付やライブ中継を交え、家に居ながら五感で日本に出会う体験を提供し、約 2.8 万回の視聴回数を得た。

c) 在外公館等における海外への地域の魅力発信

①地方の魅力発信セミナー・地方視察ツアーア

2021 年（令和 3 年）10 月、外務省と 4 つの地方公共団体等との共催で、駐日外交団等に対して各地方の施策、地場産品・観光資源等を紹介するセミナーを、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑みオンライン形式で 1 回実施し、約 150 名の参加を得た。また、外務省と地方公共団体との共催で駐日外交団が地方を訪問・視察するツアーアについて、秋田県鹿角市（2021 年（令和 3 年）11 月）、福島県郡山市（同月）で計 2 件実施し、計 28 人が各地域が誇る豊かな自然や文化遺産、産業施設等を訪れた。

②地域の魅力海外発信支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により日中間の人的往来が限定的な中でも、中国にいながら日本の地域の魅力を体感できるよう、「地域の魅力海外発信支援事業」により、情報発信を実施した。具体的には、185 万人のフォロワーを抱える在中国日本大使館 SNS を活用し、67 の地方公共団体等の PR 動画の配信を行ったほか、中国各地で小売店、日本料理店、卸売業者等、各種団体が実施する日本料理や特産品に関するプロモーション・販促活動を同事業の「連携事業」と位置づけ、同 SNS で情報発信するなどの支援を行った。

③地方創生支援・飯倉公館活用対外発信事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた 2 件のレセプションの実施を見送った。他方で、このうち 1 件については新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み規模を縮小する形で、外

務省と山口県山口市及び愛知県名古屋市との共催で、駐日外交団等を対象とした地方の特色、施策等を発信するセミナー形式のイベントとして2022年（令和4年）3月に都内で実施し、65名の参加を得た。

④文化事業等を通じた訪日需要の喚起

新型コロナウイルス感染症の流行下においても、日本の茶道、華道、武道、アニメ、マンガ、演劇、映画、食文化等を紹介する「日本文化紹介事業」や、現代美術、写真、工芸、建築、デザイン、日本人形等を紹介する巡回展等を、対面での事業実施が可能な国・地域では十分な安全対策を講じた上で実施し、難しい場合はオンラインを活用して行った。

また、2021年（令和3年）も国際交流基金（JF）と日本政府観光局が連携して、タイ、スペイン、シンガポール、ブラジル等で様々な事業を実施した。具体的には、国際交流基金（JF）事業「J-Talk:Diggin' Culture」についての日本政府観光局のFacebookによる事前広報をタイで、両法人が共同制作した日本昔話の読み聞かせ動画についての日本政府観光局のオウンドメディアによる発信をスペインで、国際交流基金（JF）日本映画祭における日本政府観光局とシンガポール政府観光局による日星国交樹立55周年キャンペーンを通じた広報協力をシンガポールで、国際交流基金（JF）日本映画祭における日本政府観光局訪日プロモーション動画の放映をブラジルでそれぞれ実施したほか、今後の更なる連携促進についての意見交換を行った。

さらに、2021年度（令和3年度）は、様々な分野で「日本ブランド」を体現する専門家の講演、実演及びワークショップをウェビナーの形で実施した。具体的には、バルト3国を対象にした浮世絵木版画セミナー、染め物文化を共有するインドを対象にした有松鳴海絞りセミナー、カナダ向けに堀の刃物技術を紹介するセミナー等を計6回実施し、地方の観光資源を含む日本の多様な魅力を参加者総計1,000名以上に発信し、親日層の拡大と将来的な訪日客誘致につなげるイベントとした。



左：舞台公演オンライン配信プロジェクト STAGE BEYOND BORDERS

中央：国際交流基金（JF）巡回展をめぐる短編動画配信シリーズ

右：在外公館文化事業「地方自治体魅力発信」

d) 放送コンテンツの活用による日本の魅力発信

①放送コンテンツ海外展開支援事業（国際交流基金事業）

日本政府観光局と国際交流基金（JF）との連携の下、国際交流基金（JF）が無償提供した日本の番組が海外テレビ局で放送される際、日本政府観光局が制作した訪日プロモーション動画をテレビCMとして放映した。また、2022年（令和4年）3月末時点では、57か国・876番組での放映実績がある。

さらに、同月末までに、商業ベースでは日本のテレビ番組が放送されない国・地域を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等の無償提供を実施し、約80の国と地域において、延べ約500番組を放送した。現地の要望や環境も踏まえ、新型コロナウイルス感染症でますますニーズが高まる配信の取組を継続した。

②株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）による放送事業の海外展開支援を通じた対外発信の強化

2021年度（令和3年度）も引き続き、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等から出資された現地事業会社を通じて現地において放送事業を行った。

③テレビ国際放送の実施

「放送法（昭和 25 年法律第 132 号）」に基づき、NHK にテレビ国際放送の実施を要請し、NHK において放送を実施した。

2021 年（令和 3 年）10 月時点で約 160 の国・地域で約 3.8 億世帯が視聴可能であった。また、NHK において、利便性の向上及び視聴機会拡大に向けたインターネット配信の強化等の取組を推進した。

e) コンテンツ等の海外展開の促進を通じたプロモーション

総務省主催で、関係省庁等が連携し、地方公共団体や放送局等事業者向けのコンテンツの海外展開に関する施策説明会をオンライン配信により実施した。観光庁からは、コンテンツを活用した訪日プロモーションに関する施策について紹介した。同説明会には、放送事業者、自治体等から約 700 名が参加した。

また、総務省では、日本の魅力を伝える放送コンテンツを、ローカル放送局等と地方公共団体、地場産業等の関係者が協力して海外の放送事業者等と共同制作し、海外で発信等する事業を支援しており、2021 年度（令和 3 年度）は計 47 件の事業を支援対象として採択した。

さらに、国際交流基金（JF）を通じて、2022 年（令和 4 年）3 月末までに、商業ベースでは日本のテレビ番組が放送されない国・地域を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等の無償提供を実施し、約 80 の国と地域において、延べ約 500 番組を放送した。現地の要望や環境も踏まえ、新型コロナウイルス感染症でますますニーズが高まる配信の取組を継続した。

f) 日本観光振興協会の国内観光情報サイトの多言語化

日本観光振興協会の国内観光情報ウェブサイト「全国観るなび」上の約 6,500 件の主要イベント・季節情報について、手動翻訳による正確な英語での発信を行った。

また、将来的な AI 翻訳技術による多言語での正確な情報発信を見据え、サンプルデータについて AI による多言語翻訳を行い、提供可能なレベルであるかの実証実験を行った。

g) 海外における日本語事業（国際交流基金事業）

新型コロナウイルス感染症の流行以前から準備・運用してきた e ラーニング及びウェブ教材について、国際交流基金（JF）を通じて、新型コロナウイルス感染症流行下の行動制約の中でも活用できる学習方法としての利用を推進した。また、従来から国際交流基金（JF）を通じて実施してきた日本語専門家による支援、日本語教師・学習者に対する研修等の取組を継続し、海外における日本語教育の質の向上と安定的実施に寄与した。

h) 海外日本庭園再生プロジェクト

修復が求められている海外日本庭園の一部について、日本側の造園技術者の派遣及び現地庭園管理者等とのオンラインによる修復支援を実施するとともに、日本庭園の海外への情報発信等についてのシンポジウムを実施した。

i) 風評被害を最小限に抑えるプロモーションの実施

公共交通機関、観光地等に関する災害関連の情報についての正確な情報発信の一環として、日本政府観光局のウェブサイト及び SNS を活用し、新型コロナウイルス感染症等に関連する情報発信を多言語で実施した。

j) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

観光庁において、国際観光交流の回復も視野に、2021 年（令和 3 年）12 月には UNWTO（国連世界観光機関）駐日事務所、一般財団法人運輸総合研究所との共催による「観光を活用した持続可能な地域経営に関するシンポジウム」、2022 年（令和 4 年）2 月には UNWTO 駐日事務所との共催による「観光危機管理についての国際シンポジウム」（オンライン）を開催し、国内外に我が国の持続可能な地域経営に関する先進的な取組や観光危機管理への取組を発信した。

k) 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

2021 年（令和 3 年）5 月に日中観光担当大臣オンライン会談、同年 11 月に第 35 回日韓観光振興協議会を実施した。また、同年 8 月にハドルストン英国デジタル・文化・メディア・スポーツ省政務次官

が鳩山国土交通大臣政務官（当時）を表敬訪問した際、新型コロナウイルス感染症収束後の日英間の観光交流を相互に促進していくことの重要性等について意見交換を行った。

I) 先住民族としてのアイヌ文化等の発信

民族共生象徴空間（ウポポイ）では、2020年（令和2年）7月の開業以来、入場者数の制限等の新型コロナウイルス感染症対策を徹底している中、1年間で約26万人が来場した。

2021年（令和3年）7月にはウポポイの1周年記念セレモニーや、ウポポイとアイヌ文化についての政府広報番組の放送、同年7月から8月には漫画「ゴールデンカムイ」に関する特別展示等を実施した。同年8月には、札幌での東京オリンピック競技大会マラソン・競歩の実施で注目が集まる機会を活用し、東京2020参画プログラムとしてアイヌ舞踊をさっぽろテレビ塔前で実施するなど、国内外に広く発信することで、アイヌ文化・ウポポイの普及・啓発を図った。

また、このアイヌ舞踊について、東京オリンピック競技大会期間中にテレビCMを放送し、ウェブサイト上で動画を公開したほか、2022年（令和4年）2月からウポポイのテレビCMを放送するなどプロモーション活動を強化した。

m) 海外メディア招へいや在京海外メディア記者向けプレスツアーを活用した情報発信

2021年度（令和3年度）、海外から招へいした海外メディア関係者による取材1件や、在京外国メディア関係者向けプレスツアー5件の実施等を通じ、海外メディアによる日本の魅力発信を支援した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により実際の招へい実施が困難であったことを受け、オンラインによる取材を35件実施した。また、地方創生の取組も積極的に紹介し、海外への地方の魅力発信を強化した。

(12) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築

日本政府観光局のウェブサイトで文化財及び地域の魅力を通年で発信した。季節や新しい生活様式に対応したコンテンツ拡充を四半期ごとに行うとともに、2021年（令和3年）8月には、高付加価値旅行に関心がある層に訴求するためのウェブサイトの全面リニューアルを実施した。

(13) 日本博をはじめとする文化プログラムの推進

【再掲】第III部第2章第2節1（7）

(14) 海外への国立公園の魅力発信

【再掲】第III部第2章第2節2（2）b)

(15) 「SAVOR JAPAN」ブランドの魅力発信

【再掲】第III部第2章第2節5（2）

(16) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第III部第2章第1節4

(17) 訪日教育旅行の活性化

a) 訪日教育旅行の受入体制整備

学校交流再開に向け、日本への理解の深化を目的に、日本政府観光局のウェブサイトにおいて、制服や給食、部活動等の日本の学校に関する情報を年間を通じて発信した。また、訪日教育旅行に関するアンケート調査結果を2021年（令和3年）11月に同ウェブサイトで公表し、同年12月までにウェブサイト全体で約13.4万回のアクセスがあった。さらに、2022年（令和4年）3月には、日本政府観光局ロサンゼルス事務所主催のオンラインセミナーの概要も、同ウェブサイトに掲載した。

b) 相談窓口によるマッチング支援

日本政府観光局が設置した訪日教育旅行に関する相談窓口を通じて、海外からの問合せに隨時対応した。また、国内教育関係先とのマッチング支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により受入及び訪日が困難なため、実施を見合わせた。

c) 訪日教育旅行に対する理解の促進

訪日教育旅行の受入促進に係る日本政府観光局の取組について、2022年（令和4年）3月に文部科学省の公式メールマガジンで配信した。

また、日本政府観光局ロサンゼルス事務所では、2021年（令和3年）12月、米国で日本語教育に携わる教育関係者に向け、訪日最新情報とともにネットワーキングの機会を提供する訪日教育旅行オンラインセミナーを開催した。なお、台湾において例年実施していた教育旅行事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合させた。

d) 訪日教育旅行の地方への誘致

日本政府観光局ロサンゼルス事務所では、2021年（令和3年）12月、米国で日本語教育に携わる教育関係者に向け、訪日最新情報とともにネットワーキングの機会を提供する訪日教育旅行オンラインセミナーを開催した。なお、台湾において例年実施していた教育旅行事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合させた。

(18) 鉄道の観光資源化

全国の観光列車が持つ魅力を紹介する日本政府観光局ポータルサイトについて、観光列車の掲載内容の更なる充実のため、鉄道事業者の観光列車の情報発信強化、掲載数増加等、充実化を図った。

(19) 観光分野も含む、専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の振興に向けた取組

【再掲】第III部第2章第1節1（8）b)

(20) 生産性向上に資するビッグデータに対応した観光人材育成プログラム開発

2020年度（令和2年度）に作成した観光人材育成プログラムや教材、効果的な教育手法等について、専修学校と産業界が連携し、地域において観光人材に求められる知識や技能等の観点から評価・分析を行い、プログラム等の見直しを行った。また、作成したプログラム等の全国普及を見据え、公開講座を開発・実施した。

(21) 「ホストタウン」の推進

「東京2020大会」開催までに、462件がホストタウンに登録され（うち復興ありがとうホストタウン33件、共生社会ホストタウン105件）、関係する地方公共団体は533、相手国・地域の数は185となった。

また、オンラインイベント「ホストタウンハウス」、復興ありがとうホストタウンサミット及び共生社会ホストタウンサミットにおいて、新型コロナウイルス感染症下における特徴ある取組の事例や課題の共有・発信を行い、参加したホストタウンの間で、「東京2020大会」を契機とした交流をレガシーとして未来へつなげていくことについて認識が共有された。

第4節 観光インフラの整備

1 出入国の円滑化

(1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査の実現

a) 世界初の出入国審査パッケージの導入、世界最高水準の技術の活用等の取組

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すこと¹⁷等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制について検討しつつ、引き続き以下の取組を実施した。

①バイオカートの導入

入国審査を要する時間の短縮のため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカート（成田国際空港、博多港等、18の空港、2の海港で運用）について、新型コロナウイルス感染症収束後の訪日外国人旅行者数の増加を見据えた入国審査の円滑化のため、新型バイオカートの試作機を東京国際空港（羽田空港）に設置し、導入に向けた検討を行った。

¹⁷ 新型コロナウイルス感染症の影響により、入国審査待ち時間の計測対象者が大幅に減少したことから、2020年（令和2年）4月以降は、入国審査待ち時間の計測を見合せている。

②プレクリアランスの早期実現

台湾とのプレクリアランス（事前確認）の再開に向け、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した出入国者数の回復状況を見極めながら、2022年度（令和4年度）以降の可能な限り早期の実現を目指し、台湾側との調整等を行った。

③自動化ゲートの対象者の拡大の検討

新型コロナウイルス感染症の影響により減少した航空機の就航数回復後を見据えて、航空機の乗員を自動化ゲートの利用対象とすることについて検討を行った。

④日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入

新型コロナウイルス感染症の影響により出帰国者数が低調であったが、今後の出帰国者数の回復に備え、顔認証ゲートのより円滑な運用ができるよう機能改修等について検討を行った。

⑤個人識別情報を活用した外国人の出国時の自動化ゲート利用拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により出入国者数が低調であったが、今後の出入国者数の回復に備え、顔認証ゲートのより円滑な運用ができるよう機能改修等について検討を行った。

⑥出入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田国際空港においては、入国の待ち時間の公開に向けた関係者との調整を引き続き行った。関西国際空港においては、入国の待ち時間の公開に向けた関係者間での検討を引き続き進めた。

b) FAST TRAVEL の推進

首都圏空港（成田・羽田）では、出発時の最初の搭乗手続において、顔写真を登録することで、その後の搭乗手続（チェックイン、手荷物預け、保安検査場入口ゲート及び搭乗ゲート）において、搭乗券やパスポートを提示することなく、「顔パス」で通過できるシステム（One ID）の運用を2021年（令和3年）7月に開始し、旅客手続の円滑化・迅速化による利便性向上を図るとともに、非接触・非対面化により接触リスクを低減した。

また、旅客動線の合理化・高度化のためのCUTEシステム¹⁸や旅客の手荷物輸送等の迅速化のための手荷物搭降載補助機材等の関連設備の導入を支援した。

さらに、第3回航空イノベーション推進官民連絡会を同年4月に開催し、官民の関係者間でFAST TRAVELの推進に係る取組状況と今後の方針について情報共有を図った。

加えて、関西国際空港では、運営権者において、民間の創意工夫を生かした機能強化が図られ、引き続きFAST TRAVELの推進に向け航空会社等の関係者との調整を行うとともに、国際線キャパシティーを向上させるための第1ターミナルにおける国際線/国内線エリアの配置の見直しによる施設配置の再編や旅客体験の向上のための商業エリアの充実等を含む第1ターミナル改修工事が開始された。

c) ボディスキャナー等の先進的な保安検査機器の導入

国際テロの脅威が高まる中で、日本国内で予定されている国際的なイベントの開催や訪日外国人旅行者の増加を見据え、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、主要空港に導入を進めてきたボディスキャナーに加え、爆発物自動検知機器等の先進的な保安検査機器の導入推進を図った。

また、2020年（令和2年）6月から開催している有識者会議の議論を踏まえ、2022年（令和4年）3月に、旅客等に対する保安検査の受検義務付けや、保安検査に係る指導・監督の強化等を内容とする「航空法（昭和27年法律第231号）」等の改正法が施行された。あわせて、国によるハイジャック・テロ等の防止に関する基本的な方針を定める「危害行為防止基本方針」が策定された。

d) CIQ¹⁹体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国手続

2021年度（令和3年度）において、検疫所職員の177名増員、主要空港及び港における検査機器等の物的体制の整備を行い、検疫体制の強化を図った。

また、出入国審査業務の充実強化として、同年度において入国審査官175名を増員した。さらに、

¹⁸ Common use terminal equipmentの略。航空会社が世界主要空港で共同使用できる端末システム。

¹⁹ 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫所（Quarantine）の総称。

成田国際空港第3ターミナル増築部分供用開始に伴い、審査端末機器の増配備を行った。

加えて、今後の訪日外国人旅行者数の回復を見据え、同年度において、税関職員 165 名を増員するとともに、X 線検査装置等の取締・検査機器の配備を実施した。

動物検疫所及び植物防疫所においては、今後の訪日外国人旅行者数の回復を見据え、同年度において家畜防疫官 20 名及び植物防疫官 14 名を増員するとともに、140 頭体制とした動植物検疫探知犬を活用し、的確な携帯品検査等を実施した。

e) 先進的で最高水準の技術を活用した個人識別情報システムの導入

新型コロナウイルス感染症の影響による入国者数の状況を見つつ、ディープラーニング技術を活用して不鮮明な指紋画像を鮮明化する画像補正エンジンを搭載したバイオメトリクス読み取り装置の整備を検討した。

f) 税関検査場電子申告ゲート等の導入による入国旅客の迅速通関と厳格な水際取締りの両立の実現

2021 年度（令和 3 年度）においては、スマートフォンにダウンロードした税関申告アプリを利用した税関検査場電子申告ゲートを東京国際空港（羽田空港）等 7 空港で運用するとともに、更なる旅客の利便性向上のため税関申告アプリの利用に加えてオンライン方式による電子申告も可能とするよう「税関申告 WEB」の運用を 2022 年（令和 4 年）3 月から開始した。

g) ファーストレーンの利用促進

国際会議参加者等のファーストレーン利用促進を図るため、国際会議主催者に対して国際会議の誘致時に利用促進の PR を実施した。

h) 乗客予約記録の分析・活用の高度化等

税関では、乗客予約記録（PNR²⁰）を 24 時間体制で分析・活用し、旅客の効率的かつ効果的な検査を実施した。従前より取り組んでいる全ての航空会社からの電子的な PNR 取得の推進、国内関係機関との連携の推進、外国税関当局等との PNR の分析手法に関する意見交換、AI 等先端技術の積極的活用による情報収集・分析の強化を継続して行った。

出入国在留管理庁では、関係機関との情報連携を推進し、収集した情報と PNR を含めた同庁が保有する情報を合わせて高度な分析を行い、その結果を上陸審査で活用することにより厳格な水際対策を実施した。また、情報の効率的な活用を図るため、2021 年（令和 3 年）6 月、航空会社に対し PNR の電子的報告を義務化した。

i) 出発国における事前スクリーニングによる渡航防止のための仕組みの導入

出入国在留管理庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、本邦渡航前の事前スクリーニングを強化するための事前旅客処理システムの導入、電子渡航認証を主軸とした出入国審査の在り方等に関する検討を行った。

j) 上陸審査等の合理化（ED カード及び在留資格認定証明書の電子化）

2021 年（令和 3 年）12 月 20 日以降、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港（羽田空港）、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港において新規入国者が外国人入国記録（ED カード）を電子的に提出することを可能とした。また、在留資格認定証明書の電子化について 2022 年度（令和 4 年度）中の実現に向けて検討を行った。

（2）地方の農林水産物・食品の輸出支援

動植物検疫制度に関する複数の言語を用いたリーフレット等を作成し、空港の輸出検疫カウンター等での配布やウェブサイトへの掲載を実施した。

（3）首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

首都圏空港におけるビジネスジェットの発着枠拡大の検討に取り組むとともに、東京国際空港（羽田空港）での利用環境整備に向け、既存スポット運用の工夫による駐機可能数拡大に向けた検討を進めた。同

²⁰ Passenger Name Record の略。航空会社が保有する旅客の予約、搭乗手続等に関する情報。

空港では、2021年（令和3年）7月にはビジネスジェット専用施設を一新し、国際線ターミナル前のビジネスジェット駐機可能優先スポットを1スポットから2スポットに増設した。

また、「東京2020大会」において、地方空港を活用した円滑なビジネスジェットの受入のために、期間中の新千歳空港や仙台空港等の地方空港における駐機スポットの確保を行った。

さらに、地方空港も活用した円滑なビジネスジェットの受入に向け、鹿児島空港、那覇空港においてビジネスジェット専用動線が整備された。

2 ビザの戦略的緩和

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延に伴う水際措置の一環としてビザ免除措置の一時的な効力停止が継続し、新規のビザ緩和の検討は進まなかった。

ビザ緩和実施国（2019年（平成31年）1月1日から実施したインド、中国を含む）におけるプロモーションについては、予定していた旅行博出展や商談会等は新型コロナウイルス感染症のまん延により一部が中止となつたが、日本政府観光局のウェブサイトやSNSを利用した情報発信等を積極的に実施した。

また、国際的な人の往来が再開する際に備え、在外公館のビザ発給業務を円滑に行うために必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組んだ。業務合理化については、オンラインによるビザ申請のための準備を進め、今後具体的な実施時期を検討していくこととした。

3 空港

（1）空港コンセッションの推進

2021年（令和3年）7月には広島空港の運営委託を開始し、地方空港のコンセッションの推進を通じて、内外交流人口拡大等による地域活性化、地域の振興・発展を促進した。

（2）地方空港国際線の就航促進

国土交通省が認定した「訪日誘客支援空港」等に対して、それぞれの空港の状況に応じて、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の支援等による国際線就航の促進や、ボーディングブリッジの設置、CIQ施設の整備等の旅客受入環境の高度化を推進した。

また、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限等により地方空港における国際線は運休となつたが、今後の訪日外国人旅行者の受入再開を見据え、空港における感染リスク最小化のための受入環境整備に対して支援を行つた。

（3）首都圏空港の容量拡大

訪日外国人旅行者の受入拡大、我が国の国際競争力の強化の観点から、首都圏空港の発着容量について年間約100万回への拡大を目指した取組を進めた。具体的には、東京国際空港（羽田空港）においては、2020年（令和2年）3月に運用を開始した新飛行経路について、引き続き騒音・安全対策や、経路下地域へのチラシの配布、ウェブサイトによる地域への丁寧な情報提供を実施した。成田国際空港においては、既存のB滑走路延伸やC滑走路新設等の発着容量を年間50万回とする機能強化に係る事業を着実に推進した。

（4）首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

【再掲】第Ⅲ部第2章第4節1（3）

（5）操縦士・整備士の養成・確保

操縦士資格の切替制度の合理化等の調査の実施や、「無利子貸与型奨学金事業」及び航空大学校の養成規模拡大による若手操縦士の養成能力拡大とともに、防衛省出身操縦士の民間活躍に必要な資格取得の負担軽減による即戦力となる操縦士の確保促進策を着実に進めた。

また、新たな在留資格（特定技能）による航空機整備の外国人材の受入について、新型コロナウイルス感染症の影響により、受入候補者の入国手続の見通しがたたず未実施となつたが、2022年度（令和4年度）の受入に向け調整を行つた。

さらに、ウェブサイト「skyworks」にて、航空に関する業務の紹介や魅力、キャリアパス等の情報を引き続き発信し、航空を志望する若年者の裾野拡大を行つた。

(6) CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国手続の実施

【再掲】第III部第2章第4節1 (1) d)

(7) 空港地上支援業務の省力化・自動化・人材確保等

自動運転レベル4相当（特定条件下における完全自動運転）の導入に向けた実証実験を実施し、課題の抽出及び必要となるインフラの設置や運用ルール等の検討を行った。また、旅客の手荷物輸送等の円滑化を図るため、手荷物搭降載補助機材等の導入支援を行った。

人材確保については、2021年度（令和3年度）は、特定技能制度による外国人材受入のため、企業の受入に関する意向等を調査し、試験実施機関による特定技能試験を東京都内で4回実施し、合計で約300名の受験があった。

(8) 地方への新規就航に合わせた共同プロモーション

2021年（令和3年）10月にミラノで開催されたWorld Routesに現地・オンラインの両方で参加し、海外の航空会社に対し新規就航・復便を積極的に働きかけた。

(9) 地域の拠点空港等の機能強化

空港における感染リスク最小化のため、受入環境整備への補助を実施するとともに、空港旅客ターミナルビル等施設における感染対策ガイドラインを2021年（令和3年）10月に策定した。

また、地方空港のゲートウェイ機能強化のため、福岡空港において、2021年度（令和3年度）は滑走路・誘導路等整備を実施し、2024年度（令和6年度）の供用予定に向けて「滑走路増設事業」を推進した。那覇空港においては「高架道路延伸事業」、新千歳空港においては誘導路複線化等を引き続き実施した。

(10) 中部国際空港の機能強化

旅客需要の回復を見据えて、中部国際空港の第1旅客ターミナルにおいて、新型コロナウイルス感染症対策としての過密化対策も踏まえた一部商業店舗の設計・改修等に着手した。

(11) 空港アクセスの利便性向上

東京国際空港（羽田空港）においては、空港の運用状況を踏まえた深夜早朝アクセスバスの運行再開に向けての調整を行った。また、空港アクセス鉄道について、2020年度（令和2年度）に引き続き、京急空港線羽田空港第1・第2ターミナル駅引上線（京急空港線引上線）及びJR東日本羽田空港アクセス線の設計を進めるとともに、京急空港線引上線については、2021年度（令和3年度）から現地工事に着手した。

さらに、成田国際空港においては、空港アクセス関係者との意見交換を重ね、更なる機能強化に伴う空港利用者の増加等に対応するため、空港アクセスの強化等の検討を行った。

加えて、那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上に向け、ターミナルビル前面の高架道路を延伸することで混雑解消等を図った。

(12) コンセッション方式等の活用の推進

2021年度（令和3年度）は新たに広島空港等で「コンセッション事業」が開始された。また、同事業の重点分野、目標等を定めた「PPP/PFI推進アクションプラン」を2021年（令和3年）6月に改定した。

(13) 国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

2021年（令和3年）12月2日、神戸航空交通管制部の管轄空域を高度33,500フィート（約1万m）で上下に分離した。また、2022年（令和4年）2月24日、神戸航空交通管制部の高高度空域を福岡航空交通管制部へ移行したことにより、西日本空域の上下分離が完了した。

(14) 訪日外国人旅行者数目標達成に向けた航空・空港支援

航空会社や空港会社等に対して、資金繰り支援や雇用調整助成金等による支援に加え、2021年度（令和3年度）予算において1,200億円規模の空港使用料、航空機燃料税の大幅な減免や81億円規模の無利子貸付等による支援等、航空・空港の経営基盤強化に向けて強力な支援策を講じた。

(15) 国内外ハブ空港におけるプロモーション

成田国際空港、東京国際空港（羽田空港）において、空港のデジタルサイネージ等を活用し、日本全国

の観光資源等を紹介する映像コンテンツを盛り込んだウェルカム動画等を放映し、プロモーションを実施した。

(16) 日本文化の魅力発信及び文化財による地域活性化

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節1 (1) g)

4 MICE・IR

(1) MICE誘致の促進

a) 「MICE推進関係府省連絡会議」の開催

新型コロナウイルス感染症拡大により開催が困難になっていたMICEの安全な再開に向け、MICE関係者や関係省庁の連携を強化するため、2021年（令和3年）12月に「安全なMICEの再開と発展に向けた関係者協議会」を開催した。「MICE推進関係府省連絡会議」については、感染状況も踏まえつつ、2022年度（令和4年度）以降の実施に向け協議を行っている。

b) レセプションでの公的施設の使用許可

国際会議等のレセプションを積極的に受け入れている施設について、会議主催者や全国のコンベンションビューロー等に対し、ウェブサイト等を通じて情報を発信することにより、公的施設のユニークベニュー²¹としての活用の促進に努めた。

c) プレ・ポストMICEの推進

ワーケーションやブレジャー等の仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行の活用を促進するよう、40の企業と地域をマッチングし、「企業の制度導入と地域の受入体制整備を行うモデル事業（トライアルプログラム）」を実施した。また、企業のワーケーション導入に向けた気運醸成を図るため、2022年（令和4年）3月に企業向けオンラインセミナーを実施した。

d) 学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催促進

共同主催国際会議の募集に関する周知等で構築してきた政府と日本学術会議及び日本政府観光局との協力体制をより一層深め、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催の促進に向けた取組を促進した。

e) 官民横断組織の構築等によるオールジャパン体制での支援

新型コロナウイルス感染症拡大によりMICEの在り方も大きく影響を受けたことから、MICE関係者が連携して新たな課題に取り組むため、関係省庁も交えて「安全なMICEの再開と発展に向けた関係者協議会」を開催して意見交換を行い、今後の取組の方向性についてとりまとめを行った。また、各地のコンベンションビューロー等とも意見交換・情報共有を行い、連携を図った。

さらに、日本政府観光局による情報発信・マーケティング展開と併せて、コンベンションビューロー等へコンサルタントを派遣してトレーニングを実施し、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた我が国のインセンティブ旅行の誘致力の強化を図った。

f) MICE総消費額等算出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年（令和3年）に予定していたMICE総消費額等の算出は実施できなくなったが、代わりに新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国際会議に関する調査を実施することにより、対面を含む形での会議開催の促進を図った。

g) MICE人材育成

2021年（令和3年）12月に開催した「安全なMICEの再開と発展に向けた関係者協議会」において、MICE業界団体等と議論を行い、MICEのオンライン化・ハイブリッド化に伴うMICE人材のデジタルリテラシーの向上等の重要性等について確認した。

²¹ 「ユニークベニュー（Unique Venue：特別な場所）」とは、「博物館・美術館」「歴史的建造物」「神社仏閣」「城郭」「屋外空間（庭園・公園、商店街、公道等）」などで、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

h) MICE 誘致促進等

国際会議の誘致・開催に積極的大がノウハウが不足している地方都市に対しコンサルタントを派遣し、感染症対策やハイブリッド型国際会議の開催ノウハウを含むトレーニングプログラムを実施することにより、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた我が国の国際会議等の MICE 誘致力の強化を図った。

また、ハイブリッド型 MICE の開催を促進するため、感染症対策を徹底しつつ、対面とオンライン双方の参加者を満足させるハイブリッド会議の実証事業の開始に向け、準備を進めた。

i) インセンティブ旅行支援

日本政府観光局において、ポストコロナにおけるトレンドやニーズに対応した地域のインセンティブ旅行コンテンツ（観光施設、宿泊、食事、チームビルディング、体験、ユニークベニュー等）を全国から収集し、選定した 42 件のコンテンツを、6 言語に加えて日本語でも日本政府観光局 MICE ウェブサイトに掲載するとともに、海外事務所からニュースリリース等で BtoB の情報発信を行った。

2022 年（令和 4 年）3 月までに、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、シンガポール、中国及び台湾において現地旅行会社等の有力バイヤーを集めたインセンティブセミナー・商談会をオンラインで行った。

j) MICE ブランドを活用した日本の認知度向上

日本政府観光局において、MICE 需要の早期回復のため、海外でのオンライン等の広告展開や MICE ウェブサイト運営及び改善を行うとともに、MICE 専用 SNS アカウント（日・英）の運用、その他のプロモーション活動を行い、日本での MICE 開催に係る正確な情報を発信した。

k) MICE 関連国際団体との連携によるプロモーションの強化

日本政府観光局において、2021 年（令和 3 年）8 月に IAPCO（国際 PCO 協会）とのデステイネーションパートナーシップを締結した。2022 年（令和 4 年）2 月にはローマで開催された IAPCO 総会でオンラインで動画を放映するなど、会員向けにプロモーションを行ったほか、IAPCO の専門家による人材育成プログラムの上級セミナーを実施するなど、国際団体との連携を更に強化した。

l) 大学教員・研究者等の国際会議誘致活動に対する支援、潜在的な国際会議主催者に対する意義の普及・啓発

日本政府観光局海外事務所において国際本部との情報交換、学協会へのセールスマーケティングを実施し、国内においては、国内主催者のオンラインでの誘致活動を支援した。国内学協会向けに学会誌に日本政府観光局の誘致開催支援を紹介する広告を掲載したほか、MICE アンバサダーが開催した国際会議のケーススタディを日本政府観光局 MICE ウェブサイトに掲載した。また、国際会議誘致・開催貢献賞を実施し、2022 年（令和 4 年）1 月に日本政府観光局 MICE ウェブサイトで受賞案件を発表し、ベストプラクティスとして PR した。

m) MICE 関連人材の育成、コンベンションビューローに対するコンサルティングの実施

最新の MICE 業界動向を踏まえた誘致・開催支援及びコミュニケーションを行うことができ、国際レベルで通用する能力を持つ人材を体系的に育成するため、初級・中級・上級セミナーをオンライン形式で実施した。

n) データ連携システムを活用した MICE 誘致力の強化

日本政府観光局において、2020 年度（令和 2 年度）に再構築を行った MICE データ基盤の運用と海外事務所への展開を行い、データ連携システムの運用を開始することで国内外の MICE 活動に関するデータ集約を進めた。同システムで実施した各種情報発信の成果やシステム上に集約したオフライン活動の情報等、オンライン・オフライン双方の MICE 活動から得られたデータにより可視化されたセールス対象の個別の興味関心度合いについて、効果的なセールス活動やプロモーション活動につなげるよう組織内共有を行い、データを活用したマーケティングによる MICE 誘致力を強化した。

o) MICE 施設のコンセッション方式活用推進の加速化

MICE 施設の運営方式を検討中の 3 つの地方公共団体へ複数回専門家を派遣し、混合型コンセッショ

ン等を含むコンセッション方式導入に向け、課題等の調査を実施した。あわせて、コンセッション方式の先行事例（2か所）について、新型コロナウイルス感染症拡大期を含め、事業開始からの運営状況を調査した。

p) スポーツ MICE の招致・開催支援に向けた検討

2020年度（令和2年度）に実施した国際競技大会の招致・開催の在り方についての調査研究の成果について、新型コロナウイルス感染症の影響により国際競技大会が中止・延期となっている状況を踏まえ、地方公共団体等までの周知は行わず、代わりに統括団体に対し会議での報告を行った。

q) 農産品輸出促進に向けた MICE 活用強化

新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での海外見本市・商談会の開催は難しくなったが、日本貿易振興機構（JETRO）ではオンラインシステムを活用した海外バイヤーとの商談事業を再構築するとともに、リアルとオンライン併用型の見本市（11回）にも出展を行い、海外への新規参入、販路拡大を促進した。

r) 国際仲裁の活性化

東京・虎ノ門に設置された仲裁専用施設（日本国際紛争解決センター・東京）を活用しつつ、海外向けウェビナー（シンガポール、中国、台湾、タイ等を対象）を開催し、日本における国際仲裁の魅力をアピールしたほか、在京大使館に対し、同施設の内覧会を実施するなど、本国での周知啓発の依頼をした。



東京虎ノ門の仲裁専用施設（日本国際紛争解決センター・東京）

（2）IR 区域の整備の推進

IRについては、「特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）」に基づき、2021年（令和3年）7月にはカジノ事業等の規制に必要な事項を定める「カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和3年カジノ管理委員会規則第1号）」等の関係の規則を制定した。また、同年10月1日から、「特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令（令和2年政令第365号）」に基づき、区域整備計画の認定申請期間が開始され、誘致を目指す各地方公共団体において、事業者の選定や計画の申請に向けた所要の準備が進められた。

第5節 更なる観光振興を図るための主要施策

1 休暇改革

10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告（706か所）、新聞広告、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な広報を行った。

また、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域の特性を生かした計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域における休暇取得促進の機運の醸成を図った。

（1）年次有給休暇の取得推進

2019年（平成31年）4月に改正法が施行された「労働基準法（昭和22年法律第49号）」に基づき、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者が義務付けられること等について、都道府県労働局、労働基準監督署及び働き方改革推進支援センターで開催する説明会やインターネット広告等を活用した周知広報等を通じ、引き続き周知及び履行確保を図った。

また、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告（706か所）、新聞広告、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な広報を行った。

さらに、新潟県新潟市と連携した上で、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域の特性を生かした計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域における休暇取得促進の機運の醸成を図った。

(2) 休暇取得の分散化等による観光需要の平準化

新型コロナウィルス感染症の影響により、キッズウィークの推進に向けた取組を実施することは困難であった。国家公務員については、「令和3年度における人事管理運営方針」(2021年(令和3年)3月内閣総理大臣決定)において、職員が家族の記念日や子供の学校行事等のプライベートの予定等に合わせて年次休暇を取得しやすい環境を整備するよう記載し、2021年度(令和3年度)は同方針に基づき、各府省において年次休暇等の取得を促進した。

2 観光需要の喚起・創出

(1) Go To トラベル事業

2020年(令和2年)に実施した「Go To トラベル事業」の課題を踏まえ必要な見直しを行った、「新たなGo To トラベル事業」について、その概要を2021年(令和3年)11月に公表した。

なお、「Go To トラベル事業」の給付金を不正に受給するなどした事業者に対しては、返金はもとより、加算金の徴収や「新たなGo To トラベル事業」への参加を認めないと厳正に対応している。また、「新たなGo To トラベル事業」に向け、審査対象の拡大等の再発防止にも取り組んでいる。

(2) 地域観光事業支援の実施

2021年(令和3年)4月から、各県が行う県内旅行の割引事業について、1人泊当たり5,000円を上限に旅行代金の2分の1相当の支援等を行い、同年11月から支援対象を隣県まで拡大した。

また、同年4月から、宿泊事業者における、感染症対策に資するサーモグラフィ等物品の購入経費、ワーケーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入等の前向き投資に要する経費について各県が補助を行う場合には、施設の規模等に応じ、500万円を上限に各施設における事業費の2分の1を支援した。

(3) 安全・安心の旅のスタイル定着に向けた取組

宿泊施設、旅行業者、貸切バス等の観光・交通事業者に業種別ガイドラインの徹底を要請しつつ、感染拡大防止策の導入を支援するとともに、2021年(令和3年)11月に改訂した「新しい旅のエチケット」について、観光・交通事業者等と連携して、周知の徹底を図った。

3 持続可能な観光地域づくり

(1) 持続可能な観光の実現に向けた取組

2021年度(令和3年度)においては、全国15の地域に対し、「日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D²²)」を活用しながら、持続可能な観光地マネジメントの導入を支援した。

(2) 観光需要回復に向けた攻めの訪日外国人旅行者受入環境整備

観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備し、観光需要の回復に向けて反転攻勢のための基盤を整備するため、2021年度(令和3年度)を通じ、訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、感染症対策等の拡充メニューも活用して訪日外国人旅行者受入環境整備に関する個別の取組を支援した。

(3) ICT・AIを活用したエリア観光渋滞対策

観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、関係者が連携し、ICT・AI等の革新的な技術を活用したエアープライシングを含む交通需要制御等のエリア観光渋滞対策の実装に向けた取組を推進・支援した。

(4) 観光地周辺における渋滞対策

観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、観光拠点までのラストマイルにおいて、既存道路ストックの有効活用や駐車場予約専用化、パークアンドライドの導入等による交通分散及びビッグデータを活用した即効性のある渋滞対策を推進した。

²² Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations の略。

4 若者をはじめとした海外旅行促進

(1) 若者のアウトバウンド活性化

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けた海外教育旅行の再開・回復に向け、感染防止対策を含む安全・安心な旅行を実施するための情報を整理し、観光業界等と連携しながら国内における普及・啓発活動を展開するための情報発信ツール（ウェブサイト）を作成した。

(2) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第III部第2章第3節（11）j)

(3) 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第III部第2章第3節（11）k)

(4) 旅行安全情報共有プラットフォームを通じた旅行者の安全の確保

旅行安全情報共有プラットフォームについて、引き続き、観光庁は外務省の「たびレジ」と連携し、情報の配信を行ったほか、アウトバウンドの再開後に向けて、新型コロナウイルス等の感染症に係る医療提供体制の有無の追加、対象都市や位置・経路情報の整理等、必要な機能改善を行った。

(5) 観光に関する教育の充実に向けた取組

成長早期の段階から、日本及び地域への愛着と誇りを醸成し、観光の意義に対する理解を深めることを目的として、初等中等教育を対象とする主体的な学びを設計した探求学習型の教育プログラムを開発した。また、その成果をワークショップを通じて全国への横展開を行った。

さらに、高等学校学習指導要領の必履修科目「地理総合」において、「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図などを基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の仕方が身に付くよう工夫すること」が明記されたことを踏まえ、2021年（令和3年）7月に開催した高等学校の担当指導主事連絡協議会の場において、周知を図った。

(6) 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅★授業」を通じて、若者の旅行を促進するとともにインバウンド対応や観光資源の魅力を自ら発信することができる観光人材の育成を行った。2021年度（令和3年度）は11校（うちオンライン3校）で実施した。

さらに、観光・地域づくりを担う将来の人材育成等を目指した、「道の駅」における大学との連携の取組について、新型コロナウイルス感染症下における継続性の検証のため、「道の駅」の抱える課題に対し、大学生が解決策を提示するグループワークをオンラインで試行した。

5 國際観光旅客税の活用

国際観光旅客税の収取（観光財源）については、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）」及び「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（基本方針等）において、使途を3つの分野に限るとともに、受益と負担の関係の明確化等の基本的な考え方によつて、施策に財源を充当すると定めている。2021年度（令和3年度）の観光財源については、基本方針等に基づき、出入国手続の高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充等に充当した。2022年度（令和4年度）の観光財源については、観光戦略実行推進会議における民間有識者の意見を踏まえつつ、基本方針等に基づき、観光先進国の実現に向けた新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとし、予算額90億円を計上した。

6 東北の観光復興

(1) 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

東北6県への訪日外国人旅行者受入促進のため、観光地域づくり法人（DMO）を支援し、甲冑着付体験等の特別なプログラムを集約した多言語サイトを開設した。また、海外の高付加価値旅行者層をターゲットにした旅行会社に対して、販路開拓に向けてブナコ制作体験やこたつ舟下り等の体験ツアーを行い、魅力あるコンテンツを含んだ旅行商品造成を促した。東北の交通情報（鉄道、バス、タクシー等）を集約したウェブサイトによる多言語の情報発信により、二次交通案内機能の強化を支援した。

(2) 復興観光拠点都市圏への重点的な支援

欧米豪及び台湾の海外旅行会社を対象にして、地域の魅力を伝える商談会を開催し松島湾の養殖牡蠣を組み合わせた遊覧プラン等の商品造成を支援した。

(3) 東北の知名度向上のためのプロモーションの実施

訪東北経験がある在日インフルエンサー・ライター11名を起用し、日本政府観光局ウェブサイト内に東北の様々な魅力を紹介するキャンペーンページを2021年（令和3年）7月に公開するとともに、各インフルエンサー等が米国・英国・オーストラリア・台湾・シンガポール・タイ市場に向けてSNSやメディアで情報発信を行った。また、これらの市場に向けて同年10月以降、トラベルメディア他有力グローバルメディア等を用いたメディアミックスによるプロモーションを行い、東北の観光地としての知名度向上を図った。

(4) 「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」の発信

観光庁や日本政府観光局のウェブサイトにおいて、「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」を通じて、引き続き東北の観光情報を国内外に発信した。

(5) 東北観光復興対策交付金による重点的な支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、東北地方の自治体による祭りを生かしたコンテンツ造成事業は未実施となったが、下北いちご収穫体験の磨き上げを支援するとともに、「赤ベこの絵付け体験」や「スノーシュートレッキング」等の東北地方ならではのコンテンツに関する情報発信及び商品造成（造成数4商品）を行うため、メディアの招請（招請者数34人）及びアジアの旅行会社との商談会の実施を支援した。

(6) 「ホストタウン」の推進

【再掲】第III部第2章第3節（21）

(7) 防災学習も含めた教育旅行の再興

教育旅行の促進に向け、学校等に対して、福島県への教育旅行誘致のオンラインモニターツアーを3回実施した。また、関係省庁と連携し、教育長会議において、福島県への教育旅行の働きかけを行うとともに、学校等に向けた情報発信や現地施設等との調整を一元的に行うホープツーリズム総合窓口を設置した。さらに、旅行会社へオンラインで商談会を実施（参加社数5社2回）するなど、福島県の国内観光関連事業への支援を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響により、海外の教育旅行関係者の招へい等による震災復興等のスタディツアーは未実施となったが、海外の教育旅行関係者（48人）に向けた情報発信として、東北地方の自治体による東日本大震災関連の震災遺構等、防災学習を中心としたコンテンツを紹介するオンラインツアーの実施を支援した。

(8) 東北の空港への国際定期便等の就航に合わせたプロモーションの実施

台湾において、旅行会社向けに東北旅行プランコンテストを実施し、8プランを表彰した。さらに、受賞プランの魅力を紹介する特設ページを2022年（令和4年）2月上旬に公開し、渡航制限解除後の訪日需要回復に向けて東北地域の観光魅力を発信した。

また、米国においては、旅行会社や航空会社と連携して共同セミナーを実施した。

(9) 「グリーン復興プロジェクト」の推進

「グリーン復興プロジェクト」のひとつである「みちのく潮風トレイル」について、拠点である名取トレインセンターを活用した情報発信を引き続き行ったほか、宮城県仙台市において2022年（令和4年）2月に沿線住民への普及啓発イベントを実施するなど、地域参画を推進した。また、既存路線の整備状況の変化への対応及び歩く道としての魅力向上を目的として、将来的な路線変更の可能性も視野に情報収集・調査を進めるなど、沿線事業者や関係する地方公共団体等を巻き込んだ管理運営体制の強化を行い、利用環境の充実を図った。

(10) 福島浜通りの産業復興に向けた消費喚起のための交流人口拡大施策

「プロジェクト創出の場」を運営し、民主導のプロジェクト作りを後押しするとともに、2021年（令和3年）12月、「アクションプラン検討会」を立ち上げ、行政のアクション具体化にも取り組んだ。また、誘客コンテンツ開発を支援（4件採択）するとともに、浜通り等15市町村への来訪者向けポイント還元キャンペーンに取り組んだ。

7 「観光立国ショーケース」の形成の推進

これまで3都市（北海道釧路市、石川県金沢市及び長崎県長崎市）において進められてきた訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースの確立に向けた取組内容について、観光庁ウェブサイトにおいて情報発信を行った。

8 観光統計

(1) 地域単位の統計の充実

地方への旅行者の誘客の状況を把握し施策に反映できるよう、宿泊旅行統計調査について、精度を確保しつつ、都道府県より詳細な地域単位での公表が可能となるような推計手法を有識者検討会に諮った上で、2022年（令和4年）3月にとりまとめた。

(2) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ（FF-Data）の整備

【再掲】第III部第2章第1節2（2）e)